

変更後の計画(全文)

新市建設計画

—水と緑の新市ふるさと創りプラン—

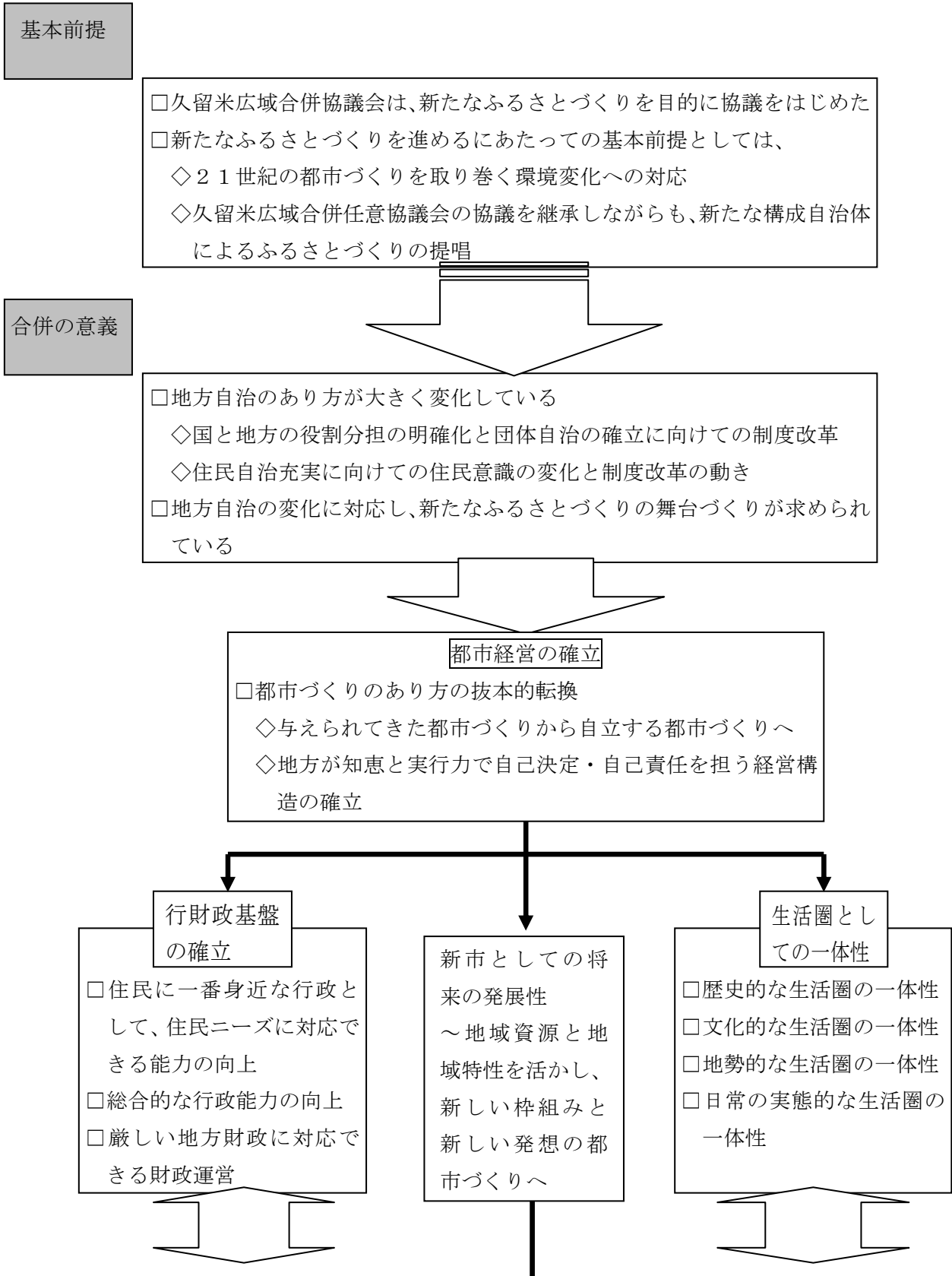
久留米市

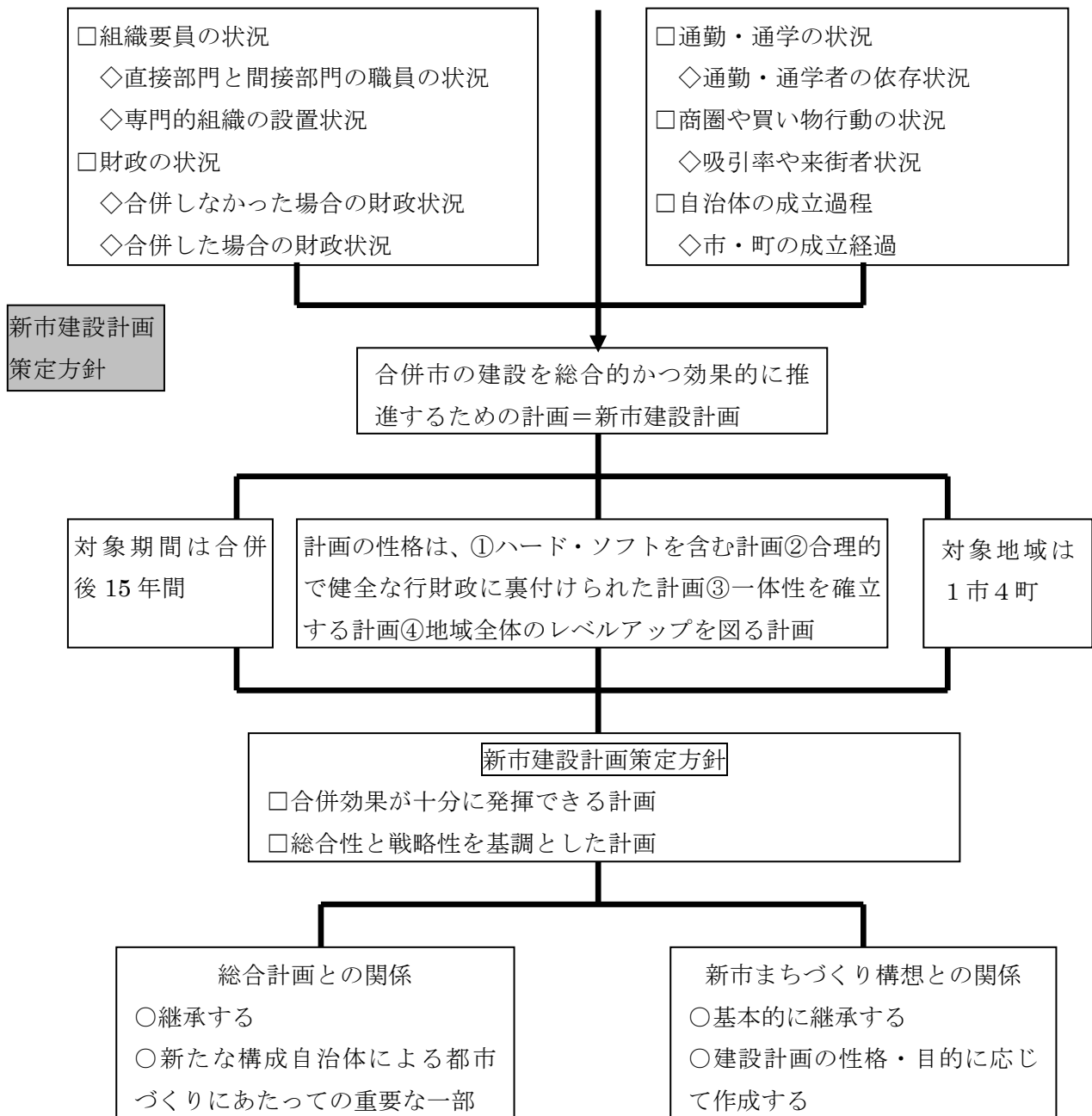
目 次

序 論	1
はじめに	4
第1章 新市としての合併の意義	5
第1節 都市経営の確立	5
第2節 行財政基盤の確立	6
第3節 生活圏としての一体性	10
第4節 新市としての将来発展性	14
第2章 新市建設計画の策定方針	15
第1節 策定の趣旨	15
第2節 新市建設計画の対象など	15
第3節 新市建設計画策定方針	16
第4節 総合計画との関係	17
第5節 久留米広域合併に関する新市まちづくり構想との関係	17
本 論	19
第1章 新市の概要	22
第1節 新市の地勢	22
第2節 新市の人口	22
第3節 新市の産業構造	24
第2章 新市建設の基本方針	26
第1節 新市建設の基本理念	26
第2節 新市の目ざす都市像	28
第3節 新市の行財政経営の整備	31
第4節 土地利用の基本方針	33
第5節 地区整備の基本方針	34
第3章 新市の施策方針	37
第1節 教育文化や保健福祉等の豊かな暮らしを実現する施策	37
第2節 道路や上下水道等の魅力あふれる都市基盤・生活基盤を実現する施策	43
第3節 1次2次3次の創造的な活力ある産業振興と雇用促進を実現する施策	47
第4節 県南の中核都市としての都市機能を実現する施策	53
第5節 新市の行財政経営の整備を図る施策	56
第4章 新市における福岡県事業の推進	61
第1節 福岡県における新市の位置付け	61
第2節 新市における福岡県事業	61
第5章 公共的施設の適正配置と整備	64
第6章 財政計画	65
結 論	69
最後に	70

序 論

序論の概要図





はじめに

久留米市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、三潞郡三潞町をエリアとする久留米広域地域は、真に豊かさが実感できる暮らしを実現するために、将来を展望するとき、これまでの歴史と伝統を尊重しながらも、21世紀の新たなふるさとづくりの必要性を共有し、平成15年1月10日に久留米広域合併協議会を結成して、具体的な都市づくりについて議論を進めることとしました。

20世紀の我が国は、欧米先進諸国へのキャッチアップ（※1）を目標に邁進してきました。その結果、経済大国と称される経済発展を遂げることができましたが、社会経済の発展とともに、その発展を支えてきた制度や価値観との間に乖離が生じました。経済の成熟化や都市社会の定着は、これまでの右肩上がりの成長を前提とした経済中心の社会から、心豊かな暮らしに象徴される質を視点としたライフスタイル（※2）へ構造転換をもたらしました。モノからココロへ、量から質へと転換が求められる中で、我が国では、制度疲労化した社会経済構造を変革し、21世紀の社会に適合した新たな制度構築に向けて、社会・経済の両面にわたって構造改革に取り組まれています。また、基本的人権の確立や男女共同参画社会の実現など、新たな世紀にふさわしい自立した社会づくりに取り組まれています。その一環として、これまでの都市づくりの基盤をなしていた中央集権と画一的な規制は、地方分権と規制緩和による多様性へと大きく舵取りが変っています。これらの変化に的確に対応し、地域の個性を活かした自立した都市づくりを、自らの知恵と実行力により自律的に行うことが求められているのです。

久留米広域合併協議会は、平成14年7月に設置された久留米広域合併任意協議会（久留米市、八女市、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潞郡城島町、同郡三潞町、八女郡上陽町、同郡広川町）において、新たな地方自治のカタチを踏まえて提唱された「新市まちづくり構想～21世紀のふるさと創り」を継承しながらも、久留米広域合併任意協議会を構成する各市町の、広域合併に対する住民意向や議会判断を踏まえて、1市4町による新たな構成自治体で広域合併に取り組むこととしました。そして、新市への取り組みの第一歩を踏み出すために、久留米広域の将来の視線上に目ざす都市を描き、その実現を図るための道すじを明らかにした建設計画を示し、新市としての一体化と均衡ある発展を久留米広域に暮らす住民に提案するものです。

私たちは、この提案が共感をもって支持され、その目ざす都市像が共有され、その実現に向かって共に活動できる日々が明日であることを確信して、新市建設計画の最初の言葉とします。

※1 キャッチアップ：追いつくこと。

※2 ライフスタイル：生活様式。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表わすような生き方。

第1章 新市としての合併の意義

現在、全国において市町村合併の取り組みが進められていますが、合併が取り組まれている一般的な意義について明らかにするとともに、1市4町による久留米広域合併協議会としての合併の意義について先ず明らかにします。市町村合併の意義を明らかにするにあたって、基本的に踏まえておくべきことは、地方自治のあり方が大きく変化しつつあるということです。

社会経済構造が大きく転換する中で、地方自治のあり方が、中央集権型から、国と地方の役割分担を明らかにし、地方のことは地方が決定し責任を負う、地方分権型へと転換しつつあります。地方自治は、団体自治と住民自治の2つの要素から成り立っていますが、それぞれに新たな仕組みへと転換が進められています。

団体自治とは、国から独立の法人格をもつ地方公共団体が、できるだけ国の干渉を受けずに独立的に地方行政を行う方法です。従来は、機関委任事務制度などに象徴されるように中央省庁の関与の下に行政が執行されましたが、いわゆる地方分権一括法の制定・施行により機関委任事務制度が廃止され、国と地方の関係が上下・主従から対等・協力へと移行しました。今後さらに、地方交付税の見直し、補助金の削減、地方への税源移譲の三位一体の改革が進められ、自立的な地方税財政の確立が図られるものと期待されます。

一方の住民自治ですが、その地方の住民の意思と責任にもとづいて処理するという考え方です。制度的に団体自治が整備される中で、自己決定・自己責任の原則の下に、住民の社会活動への参加意識が高まり、NPO活動（注1）やボランティア活動が活発になっています。またコミュニティ活動（注2）への期待が高まり、住民自らの地域社会づくりへの取り組みの基盤となる仕組みとして、地方自治の新たな制度化が検討されています。

このように地方自治にあって、団体自治と住民自治の両面にわたり、21世紀にふさわしい自治制度を目ざし、構造改革が進められています。地方自治制度が整備されつつある中で、私たちは、これまでの歴史を大切にしながらも、1市4町による久留米広域が合併する意義は、時代にふさわしい故郷を目ざして、新たな都市づくりへと大きな一歩を踏み出すことにあります。

注1 NPO：営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

注2 コミュニティ：共同体、共同生活体、地域社会のこと。

第1節 都市経営の確立

新たな都市づくりにあたって基本に据える必要があるのは、都市づくりのあり方を抜本的に転換することです。これまでの与えられてきた都市づくりから、自立する都市づくりへと転換する必要があります。そのためには、これまでの中央で集めてきた税金を地方が

分配するという構造から脱却し、地方が地方の知恵と実行力で決定し責任を負う経営構造を確立する必要があります。

都市経営とは、都市の顕在的・潜在的な資源を充分認識し、広い視野と長期的な視点の下に将来を見据えながら、地域の未来を描き、その未来に投資することです。そして、未来への投資にあたっては、現在ある予算を漫然と配分するのではなく、知恵と工夫を凝らしながら財源を生み出し、地域発展性を見極めて投資することが重要です。

特に、地方の借金が約136兆円という未曾有の状況にあるとともに、地方交付税制度の実質的な破綻や国庫補助金・負担金の削減など、地方財政が今後ますます厳しくなる時代にあっては、依存財政から脱却し自立的な財政力を強化することが求められています。一方、今後は、構造改革特区等に現れているように、個性ある地域の発展、知恵と工夫の競争による活性化を重視する方向へと、地方のあり方が転換しているなかで、何を使って、何に投資するか、そしてその投資がどのような成果をあげるのか、都市全体をトータルとして経営する都市経営が求められています。そして合併は、都市経営を確立し、自立する都市を実現するものです。

久留米広域合併は、この合併の基本的意義である都市経営を確立することを目的とするものです。そのために、最初に久留米広域合併の現状を踏まえながら、行財政基盤の確立と一体的な都市づくりの意義を明らかにします。

第2節 行財政基盤の確立

地方分権の進展は、住民に一番身近な総合的行政主体である市町村が、次の3つの視点から、その行財政基盤を確立することを必須のものとししました。

第1に、住民に一番身近な行政として、住民の行政ニーズに的確に答えていく必要があるということです。社会が発展し変化する中で、住民の価値観や課題は多様化し、行政ニーズもますます増加・多様化しています。また、少子・高齢化がますます進み、人口減少時代を間近に迎え、暮らしに必要な行政ニーズに対して、一人ひとりの暮らしの実態を踏まえて対応することが求められる時代です。さらに、人々の暮らしを支えてきた地域社会の重要性がますます高まる時代でもあります。これらの社会状況の中で、地域住民の実態に基づく行政ニーズを十分に把握し、そのニーズを政策に的確に反映し実行することが必要です。そのためには、必要な情報を収集できる能力や、住民ニーズを政策化する能力など、行政の自治能力の向上が求められています。

第2に、総合的な行政能力の充実が必要であるということです。社会情勢の変化に対応し、環境、教育、福祉などの身近な分野で新たな課題が次々に発生しています。これらの新たな課題に対する、迅速な解決が求められています。また、これらの行政課題の解決にあたっては、一面的な対応ではなく、住民の視点から総合的に対応することが求められています。このためには、質の高い専門的サービスや、総合的な対応ができる人材や組織能力の整備・充実が必要です。

第3に、成熟型経済下の地方財政にあつては、これまでの右肩上がりの成長を前提にしていた財政運営から脱却し、持続的な経済社会を前提にした財政運営が求められています。特に、近年の厳しい地方財政にあつては、政策選択を的確に行うとともに、最小の経費で最大の効果をあげる財政運営の原点に立脚した、効率的な財政運営の徹底を図ることが必要です。そのためには、将来の財政需要を展望し、規模の適正化やスケールメリット(規模の利益)を活かす行財政運営が必要です。

これらの基本的な考えの下に、久留米広域の現状を検証・分析すると、次のことが明らかになります。

①組織や要員の状況

1市4町の総職員数並びに間接部門(総務、財政、企画部門)と直接部門(間接部門以外の部門)に従事する職員数の構成は、平成15年4月1日現在で、次の表のとおりです。

○各構成自治体の職員状況(間接部門と直接部門) (単位:人、%)

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潯町	合計
総職員数(A)		1,878	161	118	99	114	2,370
間接 部門	職員数(B)	115	15	20	16	18	184
	同割合(B/A)	6.1	9.3	16.9	16.2	15.8	7.8
直接 部門	職員数(C)	1,763	146	98	83	96	2,186
	同割合(C/A)	93.9	90.7	83.1	83.8	84.2	92.2

(資料:平成15年地方公共団体定員管理調査:教育長を除く)

次に、これからの都市づくりにあたって、充実が必要となる福祉関係の職員数の推移を見てみると、次の表のとおりです。

○各構成自治体の福祉関係職員の状況 (単位:人、%)

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潯町	合計
総職員数(A)		1,878	162	119	99	115	2,373
福祉 関係 職員 数	H10.4.1	246	56	20	12	21	355
	H12.4.1	261	57	20	12	24	374
	H14.4.1	251	57	25	11	23	367
	H15.4.1(B)	248	53	25	15	22	363
	割合(B/A)	13.2	32.7	21.0	15.2	19.1	15.3

(資料:平成15年地方公共団体定員管理調査)

最後に、これからますます専門化する課題を担う組織化が必要となりますが、専門的な事務を取り扱う組織として、都市計画、国際化、情報化、男女平等政策を対象に、その従事する職員数を見ると、1市4町の平成15年4月1日現在の職員配置状況は次の表のとおりです。

○各構成自治体の専門的組織の職員状況

(単位：人)

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町	合計
都市計画専任職員数	7	0	2	0	2	11
国際化専任職員数	1	0	0	0	0	1
情報化専任職員数	4	0	0	0	0	4
男女平等政策専任職員数	2	0	0	0	0	2

(資料：各市町人事所管課調査)

〔組織・要員状況と合併の関係〕

1市4町の組織や職員数は、各自治体の行政事務の内容や具体的な行政手法によって異なってくるものですが、一般的に規模の利益の結果、総職員数に占める間接部門従事者の割合が低下することがあげられます。総職員数が多い自治体ほど間接部門の割合が低くなっており、そのことが裏付けられています。合併にあたっての一般的な効果として、管理部門の要員の効率化を図ることにより、住民サービスの直接提供部門を充実することができるといわれています。仮に、合併による管理部門の要員効率化を久留米市の割合を基準にして推算すると、40人の職員を間接部門から直接部門へ転換することができます。

また、福祉関係の職員数の状況ですが、取り扱う福祉関係業務の多寡や業務方法によって異なってきますが、福祉事務所の設置を義務付けられている市は、総職員に占める福祉関係職員の割合は低いものの、従事する職員数は圧倒的に多い状況です。今後、福祉関係業務については、様々な制度改正や新たな取り組みが想定されますが、一定規模の従事職員を確保することによる、機動的で柔軟な対応を可能とする職員体制が求められます。

専門的な組織設置の状況は、都市計画については昭和36年に久留米市は設置し、続いて平成6年に北野町、同10年に三潞町が設置しています。また、男女平等政策についての組織は昭和62年に、国際化及び情報化については平成9年に久留米市が設置しています。新たな行政課題、都市課題に対応するためには、一定の職員規模を有し、新たな行政課題を担う組織を設置できる状況にあることが必要です。

このように、これからの都市づくりにあたっては、将来の動向や発展性を充分に見極めながら、的確かつ迅速に対応することが求められています。久留米広域合併の意義は、それらの要請に対応し、組織体制の整備を実現するためのものです。

②財政の状況

現在、地方交付税については、交付税特別会計における借入金残高が平成4年度末で2.2兆円だったものが平成14年度末で46.7兆円と急増し、事実上破綻状態になっています。そのため、地方交付税制度の見直しが行われ、「段階補正の見直し」「事業費補正の縮小」「留保財源率の見直し」が逐次実施されています。地方交付税は、自主財源が乏しい

自治体にとって、自由に使える重要な歳入です。例えば、平成13年度の決算ベースでは、県内で一人当りの交付税額が一番多い自治体は864千円であり、逆に一番少ない自治体は10千円で、86倍の開きがあるのが実態です。しかし今後は、これらの見直しに伴い、大幅な減額が見込まれます。この見直しを前提に、今後の1市4町の財政を、合併年度を含む合併前5年間、新市建設計画の対象期間の前期5年間、後期5年間の区分により推計すると、以下のとおりとなります。

また、地方分権改革を推進する中で、地方財政基盤の確立が重要な課題であることから、「国庫補助負担金の削減」、「地方交付税の見直し」、「地方への税源移譲」を三位一体として改革する取り組みが進められています。地方分権改革推進会議及び第27次地方制度調査会での議論を踏まえながら、経済財政諮問会議において、その方向性の具体化が図られ「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において明らかにされています。具体的には、将来世代に責任が持てる財政基盤を確立するために「国と地方」の行財政改革に取り組むこととし、「三位一体の改革」を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという地方自治本来の姿の実現に向けた改革を進めることとしています。そのため、第1に地方財政における国庫補助負担金への依存を抑制することにより、地方の一般財源を引き上げること、第2に税源移譲などによる地方税の充実確保、交付税総額の抑制等により地方税の割合を引き上げ、地方交付税への依存を低下させること、第3に地方にとって効果の高い選択を可能にすることを通じて、効率的で小さな政府を実現することとしています。これらを達成するための具体的な改革工程に基づく取り組み内容は、平成16年度の予算において明らかにされる見込みですが、厳しい国の財政状況や、地方分権の確立を図る地方財政制度の将来方向を十分に見極めながら、新市として合理的で健全な財政運営が必要となります。

○1市4町の長期財政推計(合併しなかった場合の一般財源ベース) (単位：百万円)

区分 \ 年度		H12～H16	H17～H21	H22～H26
歳入		326,923	323,857	327,999
	地方税	178,867	180,245	185,697
	地方交付税	91,499	77,125	75,658
	その他	56,557	66,487	66,644
歳出		291,347	300,603	308,773
	人件費	93,616	93,264	91,691
	扶助費	20,354	23,332	23,693
	公債費	47,631	50,551	58,828
	その他	129,746	133,456	134,561
投資可能額		35,576	23,254	19,226

(試算は久留米広域合併協議会財政調整会議による)

- ※ 投資可能額とは、普通建設事業などの投資的経費に投入できる一般財源の額である。
- ※ 歳入には、基金(財政調整基金・減債基金)繰入金及び繰越金を含まない。
- ※ 経済成長率は見込まない。
- ※ 「三位一体の改革」の取り組み内容により推計額が変動する可能性がある。

〔財政状況と合併の関係〕

本地域の長期財政推計をみますと、地方交付税制度の見直しに伴い、合併年度を含む合併前5年間の歳入に占める交付税の比率が約28%であったのが、新市建設計画の対象期間の前期5年間には約24%となり、更に後期5年間には約23%となっています。その結果、平成12～平成16年度の平均の単年度交付税に比較し、平成22～平成26年度の平均の単年度交付税額は約31億7千万円の減額となります。この金額は、平成14年度の城島町と三潁町の普通交付税を合計した約32億にほぼ相当する額で、将来の財政運営が、ますます困難になっていくことが想定されます。また、歳入総額そのものも、地方税の伸びを一定見込んだものの、地方交付税の減少幅が大きく影響して、平成12～平成16年度に比較し、平成22～平成26年度は約11億の微増にとどまっています。

その歳入構造の変化と公債費の増嵩に起因して、投資可能額も平成12年度～平成16年度の歳入の中から投資可能額にまわせる財源が約356億円であったのが、平成22年度～平成26年度には約192億円となり、ほぼ半減する見込みです。このことから明らかになるのは、このまま合併しない状況で都市づくりを進めるとすれば、都市づくりに投下する費用が確実に減少するということです。

一方で1市4町の財政の現況を見てみますと、財政の自立性・安定性を測る一つの指標である自主財源比率は、平成13年度決算で久留米市が52.8%、田主丸町、北野町、城島町、三潁町が35%前後という状況で、福岡県の平均的な自主財源比率である36.0%に比較すると、久留米市を除く4町は平均的な財源構造といえます。また、標準的な行政活動を行う財源を、どの程度自前で確保できるかを示す財政力指数を見ますと、平成13年度の決算で久留米市が0.72、三潁町が0.43、田主丸町が0.41、北野町が0.39、城島町が0.35となっています。福岡県の95市町村の平均が0.39ですから、久留米市を除く4町は平均的ではありますが、課題となっている地方の自立を高めるためには、更に財政基盤の足腰を強くするための取り組みが求められています。その意味からは、個性と魅力ある地域の振興を図り、担税力の強化を図る都市づくりへの投資が不可欠であり、久留米広域合併の実現による投資可能額の確保が必要です。

第3節 生活圏としての一体性

1市4町が属する筑後地域は、古来の律令国家における筑後の国に端を発し、一体的に発展してきたところです。また、近世においても有馬家久留米藩としての歴史が積み重ねられ、近代における三潁県へと移行してきた地域です。その後、福岡県に併合され、市制、

町村制の施行とともに、それぞれ久留米市、浮羽郡、三井郡、三潞郡として、行政体制が変遷してきました。現在の久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潞町は、それぞれに明治の大合併や昭和の大合併などの時期に、合併を重ね今日の行政区域となっていますが、もともとは古くからの歴史を一にする地域です。それらの歴史は、現在における民俗行事や生活文化に色濃く残されています。

また、本地域は筑後川の水を農業用水として利用するとともに、大量の物産運搬に活用された舟運など、本地域を貫流する筑後川に大きく依存してきました。これらの筑後川の豊富な水と平坦な地勢、温暖な気候に恵まれた地域は、古くは有馬家久留米藩の時代から農業の中心地域として発展してきた地域でもあり、歴史文化を含め生活文化の面においても一体的な地域といえます。

更に、本地域は、古くからの交通の要衝であり、九州を南北に貫く鹿児島本線や、東西に走る久大本線等の鉄道網が発達するとともに、西鉄電車の天神大牟田線や甘木線など私鉄電車網も整備されています。また、道路網についても、高速道路のクロスポイント近辺に位置するとともに、久留米インターチェンジなど高速道路ネットワークの一つとして位置づけられる等、交通網の面からも一体的な地域です。

一方、現在の住民や事業者の活動は、交通手段の発達と経済成長により広域化しています。経済活動に最も顕著に現れているように、国の枠を超えたグローバル化が進んでいます。しかしながら、各自治体の行政区域は約半世紀にわたって、ほとんど変化していません。広域化に対応した行政ニーズを満たす仕組みとして、一部事務組合や広域連合、広域定住圏などの広域行政制度を活用してきました。

現在、1市4町において展開している広域事業をみると、上水道事業、斎場事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、介護保険事業、養護老人ホーム事業、救急・消防事業、高等学校事業、河川維持管理事業、自治会館管理運営事業等多くの行政分野にわたって、それぞれの事業経緯に応じた構成団体により広域行政を進めています。

これからますます広域化する住民活動や事業者活動に的確に対応するとともに、スケールメリットの活用等による経営の効率化が必要です。また、厳しい財政状況への対応やダイオキシン規制などに対応する技術的な対応などから、一定の事業規模を必要とする事業が増加していることも、自治体の行政区域の広域化を求めています。

これらの基本的な考えの下に、久留米広域の現状を検証・分析すると、次のことが明らかになります。

①通勤通学依存率からの分析

生活圏の一体的な状況を把握するために、1市4町に常住する通勤通学者の状況を、平成12年の国勢調査をもとに調査し一覧表にすると、次の表のとおりになります。

○常住地による従業・通学市町及び従業地・通学地による常住市町（15歳以上）

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町	合計
--	------	------	-----	-----	-----	----

人口	A (人)	236,543	21,532	17,404	13,946	15,459	304,884
当地に常住する就業通学者	B (人)	129,122	12,212	9,830	7,581	8,769	167,514
	B/A (%)	54.6	56.7	56.5	54.4	56.7	54.9
Bの内自市町での就業通学者	C (人)	95,496	7,206	3,405	2,993	3,084	112,184
	C/B (%)	74.0	59.0	34.6	39.5	35.2	67.0
Bの内他市町での就業通学者	D (人)	33,626	5,006	6,425	4,588	5,685	55,330
	D/B (%)	26.0	41.0	65.4	60.5	64.8	33.0
Bの内当地以外の合併市町での就業通学者	E (人)	2,560	1,684	2,802	1,552	2,537	11,135
	E/D (%)	7.6	33.6	43.6	33.8	44.6	20.1
当地を含む合併市町での就業通学者	(C+E) (人)	98,056	8,890	6,207	4,545	5,621	123,319
	F/B (%)	75.9	72.8	63.1	60.0	64.1	73.6

(資料：平成12年国勢調査)

同じ調査に基づき1市4町の通勤通学者を、合併する市町間の依存状況として一覧表にすると、次のとおりになります。

○合併市町間の通勤通学依存率

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町	合計
久留米市		885	842	270	563	2,560
		0.7	0.7	0.2	0.4	2.0
田主丸町	1,591		93	0	0	1,684
	13.0		0.8	0.0	0.0	13.8
北野町	2,621	169		0	12	2,802
	26.7	1.7		0.0	0.1	28.5
城島町	1,314	0	0		238	1,552
	17.3	0.0	0.0		3.1	20.5
三潞町	2,260	0	18	259		2,537
	25.8	0.0	0.2	3.0		28.9

(上段：通勤通学者数、下段：当地に常駐する通勤通学者に占める割合)

〔通勤通学依存率と合併の関係〕

1市4町の自治体間の相互活動圏の状況を、平成12年国勢調査の結果をもとに見てみると、1市4町の常住の通勤・通学者で、相互の地域内へ通勤通学している人の割合は、20%となり、公共交通網をはじめとする交通網の整備状況や歴史的な生活圏域の一体性を反映して、相互の日常活動の結びつきが強いことが分かります。

また、北野町、城島町、三潞町の3町については、住民の6割以上の人が他市町村へ通勤通学をしている状況ですが、その内の北野町の43.6%、城島町の33.8%、三潞町の44.6%が1市4町内の他の市町へ通勤通学しています。

個別的な1市4町間の通勤通学状況を調査してみると、北野町の26.7%、三瀨町の25.8%が久留米市に通勤通学しているなど、相互の結びつきが強いことがわかります。

これらが明示している生活圏域としての強い一体性は、行政サービスをはじめとする各種の公的サービスを、生活圏域と合わせ一体的に提供することによって、サービスの経済性・効果性を高めると考えられます。久留米広域合併の意義は、それらを具体的に実現するものです。

② 商圈や買い物行動等からの分析

日常的な一体感の状況を把握する一つとして、買い物の行動をしてみる方法があります。1市4町すべてを対象にする調査ではありませんが、久留米市の商圈調査報告書によると、次のとおりとなります。

○ 吸引率及び来街指数状況

	久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三瀨町
吸引率	78.8%	20.1%	61.8%	62.0%	39.1%
来街指数	—	24.0%	40.2%	11.5%	29.7%

(資料：平成11年版久留米商圈調査報告書)

〔買い物行動等と合併の関係〕

久留米市の平成10年の消費者調査によると、「洋服」「呉服・反物」「靴・履物」「カバン・バッグ」の買い回り性の高い4品目を、久留米市内の店舗で購入する割合（吸引率）は、城島町が62%、北野町が61.8%、三瀨町が39.1%と高い比率となっています。また、同年の町から久留米市に来る人の割合（来街指数）を見ると、北野町の40.2%、三瀨町の29.7%と同様に高い比率になっています。

この調査は久留米市だけの調査ですが、消費活動における1市4町の関係の一端を示しています。現在の消費者の行動は、交通手段の発達や郊外型のショッピングセンターの立地などにより、大きく変化していることを基本としながらも、現在においてもこれだけ高い吸引率を示していることは、日常的な買い物行動等においても、一体感があることを示しています。

これらの日常的な活動における一体性に関しても、生活圏域の拡大に対応し1市4町の合併を実現する意義があります。

③ 現在の自治体の成立経過

市・町の成立経過			
久留米市	明治22年 4月1日	市制施行により町村合併を行い久留米市が誕生	
	大正6年10月1日	三瀨郡鳥飼村が合併	
	大正12年 8月1日	三井郡節原村が合併	
	大正13年11月1日	三井郡国分町が合併	

久留米市	昭和18年10月1日	三井郡御井町が合併
	昭和26年4月1日	三井郡合川村、山川村、上津荒木村が合併
	昭和26年6月1日	三井郡高良内村が合併
	昭和33年9月1日	三井郡山本村、宮ノ陣村が合併
	昭和35年7月1日	三井郡草野村が合併
	昭和42年2月1日	三井郡筑邦町が合併
	昭和42年4月1日	三井郡善導寺町が合併し、現在の久留米市になっています
田主丸町	明治22年4月1日	町制施行により田主丸村と豊城村の一部、常盤村の一部、殖木村の一部が合併し田主丸町が誕生
	昭和29年12月1日	田主丸町、水分村、筑陽村、水縄村、竹野村、船越村の一部が合併し現在の田主丸町になっています
北野町	明治34年4月9日	町制施行により北野村より北野町が誕生
	昭和30年3月1日	北野町、弓削村、大城村、金島村が合併し現在の北野町になっています
城島町	明治33年4月1日	町制施行により城島村より城島町が誕生
	昭和30年2月1日	城島町、青木村、江上村が合併し現在の城島町になっています。
三潴町	昭和30年7月20日	犬塚村と三潴村が合併し三潴町が誕生 (この時「三潴(みずま)」を「三潴(みづま)」に改正)
	昭和32年11月1日	筑後市との境界変更により、西牟田町の一部が三潴町に移り、現在の三潴町になっています。

〔市町の成立経過と合併の関係〕

久留米広域合併協議会の1市4町は、明治維新以降の市制町村制が施行された後、幾度かの合併を経験し現在に至っていますが、久留米市と周囲の町との関係は、久留米市が三井郡や三潴郡の旧町村との合併を重ねてきた経緯から見ても、歴史的に地域的な繋がりが深く一体感が強い地域であることが分かります。

第4節 新市としての将来発展性

1市4町は、これまで育ててきた様々な人材、文化、産業等の地域資源があります。また、これからの環境と共生の時代に、新たな視点から活用される循環可能な自然資源などの地域資源も豊富です。1市4町は、これらの地域資源を活かしながら、それぞれの都市づくりを進めてきました。それらの異なった地域特性を活かし、新しい枠組みと新しい発想で都市づくりに取り組むことで、機能補完を図りながら将来発展性を高めることが久留米広域合併の重要な意義です。

第2章 新市建設計画の策定方針

第1節 策定の趣旨

久留米広域新市建設計画は、市町村の合併の特例に関する法律第3条に定める合併市町村の建設に関する基本的な計画であり、合併市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的に作成するものです。その作成にあたっては、合併市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図るとともに、合併市の均衡ある発展に資するように適切に配慮されたものとしします。

第2節 新市建設計画の対象など

(1)対象期間

新市建設計画が対象とする期間は、おおむね合併後15年間（平成31年度まで）とします。

(2)対象地域

新市建設計画が対象とする地域は、久留米広域合併協議会を構成する久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町の行政区域とします。

(3)計画の構成

新市建設計画は、序論、本論、結論により構成します。

序論では、新市建設計画の基本的な枠組みとして、合併の意義及び新市建設計画の趣旨などについて明らかにします。

本論では、新市建設にあたっての基本方針として、目ざす新市の都市機能や都市整備のあり方等、その目ざす新市を実現するための施策や主要事業、新市実現にあたっての財政計画、公共施設整備の方針、新市における福岡県事業などについて明らかにします。

結論では、序論及び本論を受けて、久留米広域合併の実現に向けての期待と決意を明らかにします。

(4)計画の性格

新市建設計画は、計画策定の趣旨に対応し、次に掲げる性格を有するものとしします。第1に、ハード面だけではなくソフト面を含んだ総合計画とします。新市の建設にあたっては、道路をはじめとする都市施設などのハード面の整備とともに、それらのハード施設を活用した施策・事業の実施が重要です。特に、これからの社会状況を展望したときに、環境、福祉、教育、市民活動などの暮らしの分野において住民ニーズがますます高まると思われますが、これらのニーズを満たすためには、施設整備も重要ですが、むしろ施設を利用して展開する事業、情報提供、人材育成などソフト面の整備がより重要になってきます。ハードはそれを利用する人があって始めて生きるものですから、ハード整備にあたっては利用者の視点、整備後の活用の視点を充分考慮することが重要です。そのため、新市建設計画は、ハード面とソフト面を含んだ総合計画とします。

第2に、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とします。新市建設にあたっては、その目的を達成するために多くの施設整備や行政サービスの提供が必要となりますが、一方、地方財政はますます厳しさを増しています。限られた財源を踏まえて、多種多様な施策の中から、有効性と効率性の視点の下に、的確な政策選択をすることが必要です。また、将来の行財政需要を見通し、受益と負担の原則を踏まえた政策決定が重要です。新市建設計画が、夢物語や画餅にならないようにするためにも、計画を実現するために最大限の努力をすることはもちろんですが、計画自体が合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とすることが重要です。

第3に、新市の速やかな一体性を確立するための計画とします。新市の建設にあたっては、これまでの都市づくりの取り組みやその成果を大切にしながらも、将来的に一体となった新市を速やかに実現することこそが重要です。現在が過去にもとづくように、未来は現在にもとづきます。歴史は過去の記録であり、未来は歴史の創造です。新市の建設は、未来の地域づくりを定めるものですから、地域として一体となった新市を、新たな時代の幕開けとするための計画であることが重要です。

第4に、地域住民の福祉の向上や地域の活性化を図り、地域全体のレベルアップを実現する計画とします。市町村合併とは、地方自治法に定める行政界の廃置分合ですが、単に1市4町の行政界を無くすことや、行政組織を一つにすることを目的とするのではなく、21世紀にふさわしい都市の実現を図るものです。それは、それぞれの市・町が培ってきた人材、文化、産業などの地域資源を有効的に連携・活用し、相乗効果をあげることによって、新しい発想に基づく新しい発展をみざそうとするものです。そして、その効果を県南地域全体に波及しようとするものです。

第3節 新市建設計画策定方針

新市建設計画の策定にあたっては、次に掲げる方針を基本に策定することとします。

(1) 合併効果が十分に発揮できる計画とします

久留米広域合併の取り組みは、1市4町に暮らす住民が、都市づくりを取り巻く歴史的な環境変化に対応して、21世紀にふさわしい都市づくりをみざして、あらたな都市のカタチを求めて踏み出すものです。各市・町の住民が、合併の取り組みを進めるにあたっては、あらたな都市のカタチに対する大いなる期待がある一方、積み重ねてきた過去の都市のカタチと訣別する不安があります。これまでの馴染んできた日々の暮らしが、過去のものとならないためにも、合併の効果を十分に発揮することにより、これらの負の効果をなくし、正の効果を高めることが必要です。久留米広域合併にあたって、正の効果を高めるためには、1市4町の地域特性を大切にしながら、それらの多様な地域魅力を一体とすることによる相乗効果や集積効果を発揮する方策に積極的に取り組む必要があります。また、負の効果をなくすためには、これまで1市4町の住民が営々とし

て築いてきた都市づくりの成果を尊重するとともに、更に、これらの住民の合併に対する不安や懸念を払拭する方策に積極的に取り組む必要があります。新市建設計画の策定にあたっては、これらの考え方の下に、広域合併に対する住民の不安解消に努めるとともに、合併効果が十分に発揮できる計画とします。

(2)総合性と戦略性を基調とした計画とします

新たな時代の都市づくりにあたっては、これまでの右肩上がりの経済成長を前提とした都市づくりから、限られた財源を効果的かつ効率的に活かした持続的な都市づくりへと転換する必要があります。また、社会状況の変化に対応して住民の価値観や生活活動が大きく変化する中で、住民ニーズの多様化・個別化が進むとともに、そのニーズ特性に応じた個別対応を求められることが増加しつつあります。

久留米広域合併が目ざす21世紀の都市づくりにあたっては、これらの都市づくりにおける新たな要請に適切に対応するために、総合的な視点と共に、戦略的視点からの取り組みが必要です。総合性とは、広い範囲と長期的な視野の下に体系的に取り組むことであり、戦略性とは目標達成にあたって優先順位を判断し、効果的な手法を選択することです。その選択にあたっては、創意的な選択肢を対象に、将来において何が大切かを充分に見極めることが重要です。

また、総合性と戦略性の具体化にあたっては、久留米広域合併に取り組む1市4町の歴史と地域社会状況に根ざすことが必要です。新市建設計画の策定にあたっては、これらの考え方の下に、地域状況に適した総合性と戦略性を基調とした計画とします。

第4節 総合計画との関係

久留米広域合併協議会を構成する久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町は、地方自治法第2条第4項に規定する総合計画に基づき、各市・町の行政域を対象に都市づくりを進めていますが、1市4町が合併することにより、新たに一体化した都市づくりを進める必要があります。具体的には、総合計画に規定する各市・町の都市づくりを継承しながらも、それぞれの都市づくりの方向を見直し、新時代の新市にふさわしい都市像を定め、その実現に向かって政策を立案し、事業を展開する必要があります。

新市建設計画は、それらの新市づくりにあたっての基本的な方向を定めた計画です。新市建設計画は、新市の一体化と均衡ある発展を目的に、15年間にわたって取り組む施策を明らかにした実行計画であり、新市の行政域を対象とした、総合的かつ計画的な行政経営の基本となる総合計画の重要な一部となるものです。

第5節 久留米広域合併に関する新市まちづくり構想との関係

久留米広域合併協議会の新市建設計画は、久留米広域合併協議会の前史ともいえる久留米広域合併任意協議会(構成自治体：久留米市、八女市、田主丸町、北野町、城島町、三潴町、上陽町、広川町)において策定された「久留米広域合併に関する新市まちづく

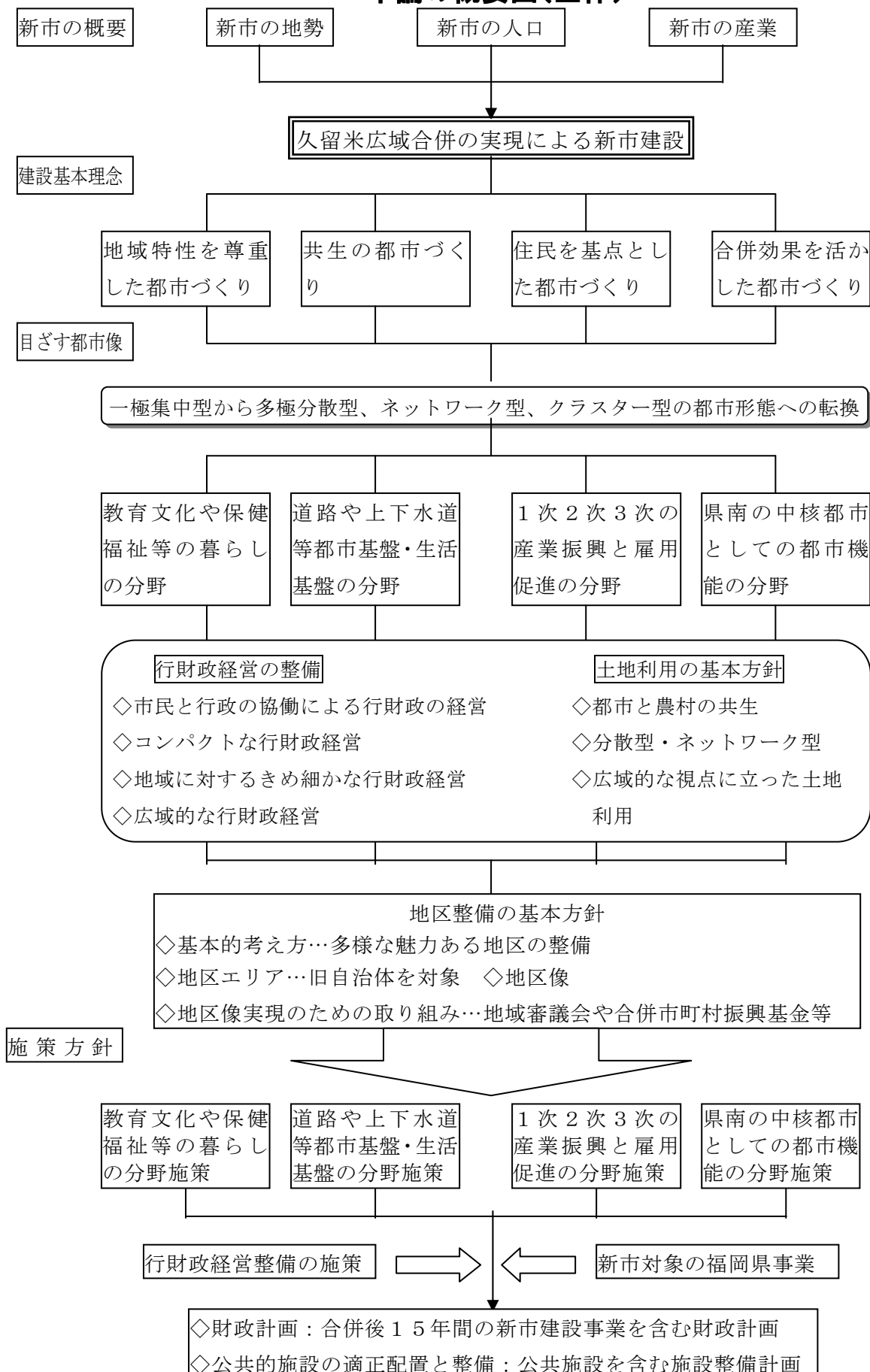
り構想」を基本的に継承することとします。

その上で、本協議会が地方自治法及び市町村合併の特例に関する法律に定める合併協議会であることの意義と、本計画が合併特例法に定める市町村建設計画であることの意義を十分に踏まえて、その構成や計画の性格・目的等に応じて作成することとします。

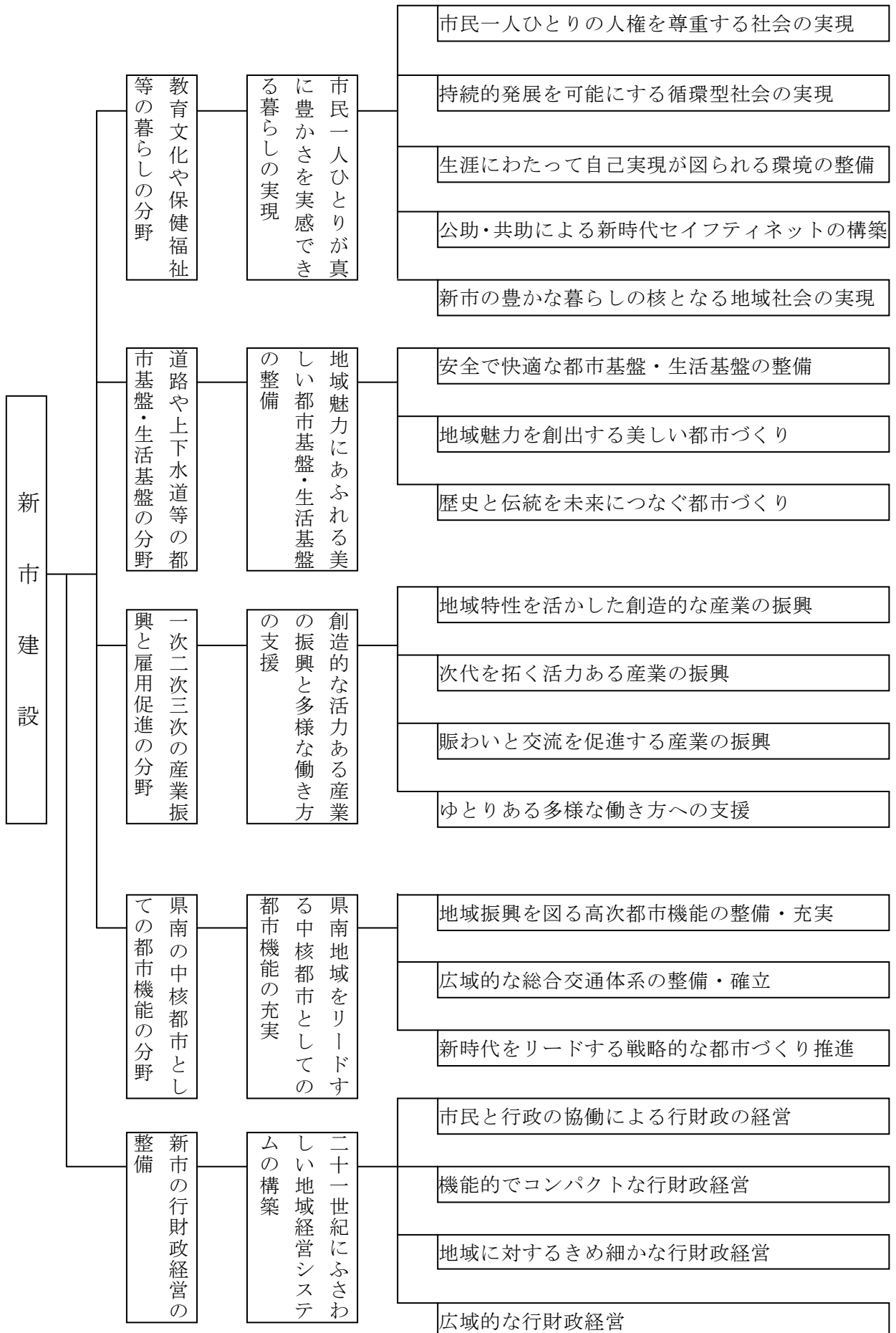
本

論

本論の概要図(全体)



新市建設施策体系図



第1章 新市の概要

1市4町の久留米広域合併の実現による新市を、地勢、人口、産業の3つの面から見ると次のとおりです。

第1節 新市の地勢

新市は、東西32.15km南北16kmに及ぶ東西に広がった地形で、南東部の耳納山系に属する山林を除いて平坦な平野部です。平野部は、筑紫平野の一部をなし、九州一の大河筑後川が貫流しています。また、新市の面積は229.84km²となり、福岡県で第3番目の行政区域を有する都市になります。

行政区域を旧自治体別と主な種類別に総覧すると次のとおりになります。

○総面積及び主な種別面積の状況

(単位：km²)

	総面積 (H13.10.1)	耕地 (H13.8.1)	宅地 (H13.1.1)	森林 (H13.3.31)
久留米市	124.68	39.40	28.42	23.42
田主丸町	50.99	24.10	5.06	12.90
北野町	20.49	12.20	2.70	0.00
城島町	17.58	9.00	2.78	0.00
三潴町	16.10	9.89	2.83	0.09
新市	229.84	94.59	41.79	36.41

(資料：総面積は国土交通省「全国都道府市区町村別面積調」、耕地は農林水産省「耕地面積調査」、宅地は総務省「土地に関する概要調書」、森林は福岡県水産林務部「福岡県林業統計要覧」)

第2節 新市の人口

平成12年の国勢調査に基づく、新市の総人口は、304,884人です。また、新市の世帯数は、107,612世帯で、1世帯あたりの人口は、2.8人となります。全国の1世帯あたりの平均人口は2.7人であり、全国平均より多くなっていますが、全国的な傾向である単身世帯の増加や核家族化は、新市でも進んでいくものと思われま

す。新市の高齢化の状況は、65歳以上の高齢者が51,616人で、全人口に占める高齢者の割合は16.9%です。また年少者(15歳未満)は48,147人で、高齢者の人口より少なく、全人口に占める年少者の割合は、15.8%です。全国的にも、高齢者数と年少者数が逆転しており、高齢者の割合は17.4%です。それと比較すると低い割合となっていますが、全国的な人口動態である少子高齢化が進むと、将来的には高齢者の割合は高まるものと思われま

から、高齢化率は上昇を続け、27（2015）年には26.0%、62（2050）年には35.7%に達すると見込まれています。

年少者の人口状況ですが、現在の全国の年少者人口1800万人規模が、超低位の合計特殊出生率のまま推移するとすれば、平成26年には1500万人を割り込み、今世紀半ばには750万人まで減少すると予測されています。

新市建設にあたっては、これらの人口動態の推移を考慮しながら、必要となる施策を的確に実施していくことが求められています。

新市の人口及び世帯数の推移や年齢別人口の状況を旧自治体別に総覧すると次のとおりです。

○人口及び世帯数の推移（上段：人口、下段：世帯数、カッコ書きは人口伸び率）

	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年
久留米市	194,178(—)	216,972(1.12)	228,347(1.05)	236,543(1.04)
	50,270	65,029	75,123	88,777
田主丸町	23,106(—)	22,437(0.97)	22,230((0.99)	21,532((0.97)
	5,006	5,176	5,290	5,732
北野町	11,739(—)	13,384(1.14)	15,294(1.14)	17,404(1.14)
	2,492	3,140	3,810	4,855
城島町	14,057(—)	13,975(0.99)	14,063(1.01)	13,946(0.99)
	3,025	3,298	3,543	3,858
三潴町	12,123(—)	13,523(1.12)	14,731(1.09)	15,459(1.05)
	2,576	3,212	3,730	4,390
合計	255,203(—)	280,291(1.10)	294,665(1.05)	304,884(1.04)
	63,369	79,855	91,496	107,612

(資料：国勢調査)

○年齢別人口（平成12年10月1日現在・年齢不詳者を除く）

	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
久留米市	37,450	15.8%	160,639	67.9%	37,883	16.0%
田主丸町	3,317	15.4%	13,247	61.5%	4,968	23.1%
北野町	2,824	16.2%	11,572	66.5%	3,008	17.3%
城島町	2,236	16.0%	8,868	63.6%	2,842	20.4%
三潴町	2,320	15.0%	10,224	66.1%	2,915	18.9%
合計	48,147	15.8%	204,550	67.1%	51,616	16.9%

(資料：H12年国勢調査)

第3節 新市の産業構造

新市の産業構造は、「平成11年度県民経済・市町村民経済計算報告書」及び「平成12年国勢調査」によると、第1次産業の総生産額は17,181百万円で、就業人口は10,306人です。第2次産業の総生産額は、164,646百万円で、就業人口は32,889人です。第3次産業の総生産額は、745,491百万円で、就業人口は101,362人です。

また、「2000年世界農林業センサス結果」による新市の農業粗生産額は、33,310百万円で、福岡県で1位、九州で2位となります。

新市の産業別就業人口及び産業の状況を旧自治体別に総覧すると、次のとおりです。

○産業別就業人口(平成12年10月1日現在)

	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
久留米市	4,312	3.9%	23,585	21.3%	82,907	74.8%
田主丸町	3,360	30.9%	2,386	21.9%	5,134	47.2%
北野町	1,265	14.9%	2,019	23.8%	5,201	61.3%
城島町	563	8.3%	2,575	38.2%	3,614	53.5%
三潞町	806	10.6%	2,324	30.4%	4,506	59.0%
計	10,306	7.1%	32,889	22.8%	101,362	70.1%

(資料：H12年国勢調査)

○産業の状況

(金額の単位：百万円)

		久留米市	田主丸町	北野町	城島町	三潞町	計	福岡県計	割合
		農業	農家数	3,581	2,209	908	723	878	8,299
	うち専業農家	659	489	197	114	130	1,589	13,808	11.5%
	農業就業人口	5,349	3,785	1,635	1,038	1,198	13,005	110,607	11.8%
	農業粗生産額	13,720	8,650	5,300	2,350	3,290	33,310	238,800	13.9%
製造業	事業所数	463	31	19	81	47	641	8,638	7.4%
	うち300人以上	3	1	0	0	0	4	98	4.1%
	従業者数	11,507	982	353	1,134	621	14,597	252,420	5.8%
	製造品出荷額等	182,287	16,171	6,948	19,339	6,493	231,238	7,367,880	3.1%
卸・小売業	事業所数	4,204	269	122	175	139	4,909	76,217	6.4%
	うち50人以上	43	3	1	0	4	51	1,105	4.6%
	常用従業者数	29,218	1,436	736	552	1,616	33,558	541,281	6.2%
	年間販売額	974,373	24,111	17,871	9,427	27,578	1,053,360	26,648,470	4.0%

(資料：2000年世界農林業センサス結果及び平成11年福岡県の商工業)

○主要農産物の状況

(単位:千万円)

	1		2		3		4		5	
久留米市	庭園樹苗木	276	米	190	生乳	147	いちご	89	レタス	64
田主丸町	庭園樹苗木	378	米	99	鉢もの類	87	ぶどう	68	かき	38
北野町	米	71	レタス	67	ほうれんそう	61	にら	49	パセリ	39
城島町	いちご	68	米	67	小麦	30	生乳	24	鶏卵	14
三漕町	鶏卵	96	米	77	いちご	49	小麦	23	生乳	22

(資料:平成12年生産農業所得)

第2章 新市建設の基本方針

新市の現状を十分に認識しながら、久留米広域合併にあたっては、21世紀にふさわしい都市づくりに取り組むことが求められています。そのため、久留米広域合併の意義を基本認識に据えて、新市建設の基本方針を次のとおり定めます。

第1節 新市建設の基本理念

新たな都市づくりを進めるにあたっては、目標となる都市像を明確にし、その目標実現に向かって的確な施策及び事業を実施することが必要です。

久留米広域合併が目ざす新市建設にあっても、新市が置かれている環境を十分に認識しながら、これからの時代にふさわしい都市像を定めることが必要です。また、目ざす都市像の設定にあたって、将来にわたる時代認識を踏まえた都市づくりの価値観を明確にしておくことが重要です。これからの時代に、都市にとって何が大切かを明確にし、具体的な都市像実現にあたっては、その時代認識や価値観を大切にしながら、施策化、事業化を図ることが求められています。

このような考えの下に、新市建設にあたって大切に作る都市づくりの価値観を、新市建設の基本理念と位置づけます。久留米広域合併が目ざす新市建設の基本理念に、次の4つを据え21世紀の都市づくりに取り組みます。

(1)地域特性を尊重した都市づくり

これからの都市づくりにとって大切なのは、地域特性を尊重することです。地域特性は、地域が置かれている環境に対応し、地域に住む人々が暮らしを積み重ね、地域に働きかけてきた結果です。都市は、その時代時代にその姿を変えますが、それはそこに住む人々が、その地域の自然を活かしながら産業を興し、暮らしを積み重ねていく中から醸し出されるものです。これまでの都市づくりにより培われた地域特性は、都市のアイデンティティ(注1)であり地域住民の拠り所です。

久留米広域合併にあっても、地域特性を尊重した都市づくりを大切にしたい都市づくりを進めます。地域の自然、地域の歴史・伝統、地域の産業や暮らしから織り成される地域特性は、地域の風土であり、地域住民の生命と暮らしの揺りかごです。筑後の歴史や自然を映しながら豊かに流れる筑後川や、人々の生命を支える緑など、私たちの地域にはかけがえのない自然があります。そして、その自然を大切にしながら農業を営み、農産物を活かした地場産業を興し、地域産業へと発展してきました。その歴史の中から地域の文化が生まれ、伝統や暮らしのスタイルが形作られてきたのです。そしてここに、水の風景、緑の光景があります。私たちは、久留米広域の地域特性の素晴らしさを再認識するとともに、この地域特性を時代にふさわしいものとして捉えなおし、新市建設を進めます。

また、地域特性を尊重した広域合併により、これまで蓄積されてきた地域特性が一体となりながらも、多様な魅力ある地域特性を発揮できることとなり、相乗的な魅力創出を図ることができます。そのために、本地域の多様な魅力ある地域特性を大切にしながらも、それらの異なった地域魅力をネットワーク化することにより、相互の地域魅力が

補完されるとともに、一体としての集積度を高めながら、さらに素晴らしい地域魅力を創出します。私たちは、21世紀の多様性が共存する都市にあって、自らが自らの美意識に基づいて魅力的な暮らしを選択できる新市建設を進めます。

(2)共生の都市づくり

これからの都市づくりにあたって大切なのは、共生を基盤とした都市づくりです。お互いが、それぞれの違いを認め合いながら、お互いを必要とする、積極的で開放的な関係が共生です。これまでの経済成長を主とした社会づくりから、持続的な社会づくりへと転換するために、自然と都市、人と人、人と自然、そして地域と地域の共生を基盤とした都市づくりが求められています。

久留米広域合併にあっても、自然の豊かさと高次の都市サービス機能に象徴される自然と都市が共生した都市づくりを進めます。地域の住民が、お互いが異なりながらも、お互いを必要とし、理解しようとする積極的な人間関係を求める共生の暮らしづくりを進めます。また、市民一人ひとりがその違いや個性を認め合いながら、お互いの人権を尊重する人権意識の確立や、男女共同参画社会の実現などの共生の都市づくりを進めます。地域の文化や歴史が会合の中で、新たな地域の文化や歴史が創造される共生の歴史・文化づくりを進めます。また、地域と地域がそれぞれの個性を活かしあいながら、相乗的で一体的な都市魅力が生まれる共生の都市づくりを進めます。

(3)住民を基点とした都市づくり

これからの都市づくりにあたって大切なのは、住民を基点とした都市づくりです。都市づくりという営みは、誰がという主体と、何をという客体から成り立ちますが、その両面において住民を基点に据えた都市づくりが求められています。

まず都市づくりの主体は、地域住民であることを明確に認識することが大切です。かつて都市づくりは、国・県・市町村が専門的に担ってきました。しかしながら、都市づくりとは本来都市自治であり、住民自治です。住民の、住民による、住民のための都市づくりが本来的なあり方であり、お任せ型の都市づくり、住民から遊離した都市づくりは、都市への愛着を失わせ、都市機能を稀薄なものにします。都市づくりにあたって官主導から民自律へ、住民主体の都市づくりへと転換が求められています。

次に都市づくりの客体においても、住民の視点を出発点とすることが大切です。経済の成熟化や都市社会の実現は、住民が都市に求めるものを多様にし高度にしました。住民が都市に何を求めているのか、そして住民が都市づくりの成果に満足しているのか問うことが、住民を基点とした都市づくりの出発点です。また都市づくりにあたって、かつての生産や消費等の一面的な捉え方から、住民の暮らしという総合的な視点からの取り組みが求められています。まさに従来タテ割り型から、地域の暮らしを舞台とした縦糸と横糸が組み合わされた総合的な型へと転換することが必要です。

久留米広域合併にあっても、地域住民を基点に、住民の暮らしを起点とした都市づくりを進めます。特に、これからの分権型社会において重要となる住民自治の充実にあっては、地域社会をベースとした地域自治、暮らしの様々な分野をベースにした機能的

自治など、住民の自主的な意欲と主体的な取り組みを活かす都市づくりを進めます。また、久留米広域の地に愛着を持って暮らす人々に、都市づくりの視点を据えた取り組みを進めます。

(4)合併効果を活かした都市づくり

これからの都市づくりに大切なのは、都市が自ら、新たな環境変化に対応して進める自立的都市づくりです。そのためには、環境変化をすばやく把握するとともに将来を展望し、その変化に的確に対応する仕組みと機能が安定的に確立されていることが必要です。そして、その環境変化に自律的・安定的に対応する都市機能を支えるのが行財政基盤の確立であり、合併とは、その行財政能力の強化を旨とするものです。合併とは、新たな時代に対応した都市づくりを志向する取り組みであり、合併効果を活かした都市づくりとは、新たな時代にふさわしい都市の自立を旨とするものです。

久留米広域合併にあたっては、21世紀の分権型社会の実現を展望し、合併効果を活かした都市として中核市の実現を図ります。中核市制度は、地方自治法に定められた都市制度であり、できる限り住民に身近なところで自立的な都市づくりを行えるようにするために、権限と財源の充実を図ったものです。中核市は、分権型社会において、全国の都市自治体の先駆者として、自己の責任と自覚に基づき、自立した都市として市民に期待される都市づくりに取り組むものです。久留米広域合併にあたっては、合併効果に基づき中核市へ移行し、県南地域のリーダーとして地域発展に取り組む、自立した都市づくりを進めます。

注1 アイデンティティ：自分らしさ。人格における同一性。同一性。

第2節 新市の目指す都市像

新市には、これからの時代潮流や社会環境の変化を展望し、これまで取り組んできた都市づくりの成果を活かし、新市の豊かなポテンシャルを活性化し、地域の発展と住民福祉の向上を果たす都市づくりが求められています。

特に、これからの都市づくりにあっては、一極集中型の都市から多極分散型、ネットワーク型の都市づくりが求められています。かつて都市形態は、東京への一極集中に象徴されるように、その生産的効率性の視点から一極に都市機能を集中していました。また、それぞれの都市の内部において、全般的な都市機能分野において中心となる地域と、住を中心とする郊外地域による二分的な都市形態が中心でした。しかしながら、これからの持続的な社会にあっては、資源制約や環境負荷の減少、住民自治の充実、新たな社会ニーズへの対応など、新たな都市課題への対応は、多極分散型、ネットワーク型の都市形態へとその転換を求めています。

また、地域の多様な特性を活かした都市魅力の形成が求められています。そのためには、各地域に特有の機能や個性を確立しながら、一体となって機能充実を図るクラスター型（注1）都市形態や、異なった機能の補完を図るネットワーク型へと転換することが

必要です。

新市が目ざす都市像については、1市4町の総合計画に掲げる都市像の基本的考え方を受け継ぎながらも、これらの新たな都市形態を基本に据えます。そして、これまでの行政区域や行政サービスとは異なった、新たな行政区域を対象とした新市として、一体的な都市づくりや均衡ある発展を図ることを目的に設定します。そのため、新市の都市づくりの基本理念のもとに、「暮らし」、「都市基盤・生活基盤」、「産業・雇用」、「中核都市機能」の4分野にわたり、目ざす都市機能の整備・実現に取り組むこととします。

(1)教育文化や保健福祉等の暮らしの分野

新市は、市民一人ひとりが、真に豊かさを実感できる暮らしが営まれる都市を目ざします。

新市は、四季折々に素晴らしい風景と恵みを与えてくれる豊かな自然と、教育、医療、専門サービスなど高次の都市サービス機能が備わった都市です。また、各種の文化財や伝統行事に見られるように古くから拓けた、歴史と地域文化に富んだ地域でもあります。更に、近くに九州一の大都市圏である福岡都市圏や、長い歴史を有するとともにこれからの発展が期待されるアジアがあります。

この都市と自然が融合した、ゆとりとやすらぎのある地域社会を活かしながら、市民一人ひとりが、それぞれの価値観に基づき多様な暮らしを選択し、自己実現を図ることができる都市づくりを目ざし、生涯教育・学習の支援・充実を図ります。

また、市民一人ひとりがお互いの違いや個性を認め合いながら、それぞれの人権を尊重する人権意識を基盤に、その持てる能力と意欲が十分に発揮され、生き生きとした暮らしが展開される都市を目ざし、人権教育の充実、男女共同参画社会の実現や市民活動の活性化を図ります。

更には、様々な困難や暮らしの不安を支えるとともに、より豊かな暮らしを実現する意欲と活動にチャレンジできる都市を目ざし、保健福祉などの充実を図ります。

そして、これらの真に豊かな暮らしが営まれる都市の基盤となる地域社会の充実を目ざし、コミュニティ活動の活性化を促進します。

(2)道路や上下水道等の都市基盤・生活基盤の分野

新市は、豊かな暮らしを実感できる身近な生活空間・都市空間が整備された美しい都市を目ざします。

新市は、これまで取り組んできた都市づくりの成果である多くの蓄積された地域資源とともに、これからの時代に活用できるポテンシャル(注2)を有する都市です。また、地域のシンボルである山河を背景として、それらの豊かな自然や歴史を都市景観に活かす取り組みを進めてきた都市でもあります。これらの培ってきた地域資源を、新たな時代の価値観から捉えなおし、都市の新たな魅力として活かすことが、新市に新たな歴史・文化や魅力あふれる美しい都市景観を創出することにつながります。これまでの都市づくりの歴史を継承しながら、更に、未来に向かって都市づくりを一つひとつ積み重ねていく、蓄積する都市づくりを目ざします。そのために、将来に引き継ぐに値する質

の高い基盤整備を図り、地域の歴史や伝統を未来に継承する都市を目ざします。

またこれからの成熟化した時代にあつて、都市社会のリズムや光景とは異なった、豊かな緑や水などの自然のやすらぎやリズム、光景が、都市生活を過ごす人々の疲れを癒し、この地域に暮らす人々に潤いとゆとりをもたらします。多様な暮らしが選択される時代にあつて、この地域らしい魅力ある都市づくりを進めるには、都市基盤・生活基盤の整備にあつて、自然を大切にすることを基本指針とします。都市の中の自然から自然の中の都市へと、先ず自然を基本に据えた都市づくりを進め、これからの都市と自然が融合した、この地域らしい美しい都市の実現を目ざします。

更に、市民生活の基盤となるのは安全であり、安心して暮らせることです。自然は豊かな恵みの源ですが、場合によると多くの被害をもたらす脅威ともなります。また日常生活の便利さが、一方で災害を引き起こす恐れもあります。それらの脅威や不安・恐れを防止し、被害を救済することは、地域での安心な暮らしに欠かす事ができない基盤です。また、自然に多大な環境負荷を与えずに、快適な暮らしを営むことができるようにしなければなりません。そのため、誰しものが安全で快適と感じる都市を目ざします。

(3)1次2次3次の産業振興と雇用促進の分野

新市は、多様な働き方を選択できる雇用環境を創出・確保し、持続的な社会の基礎となる産業振興を目ざします。

新市は、温暖な気候と平坦な大地、豊かな水などの自然を活かしながら、古くから農業に取り組むとともに、野菜や果樹、花卉・植木など幅広い農業に先駆的に取り組んできました。現在では、福岡県一、九州二位の農業粗生産額を誇る、国内でも有数の農業先進地域です。経済の発展とともに、産業の中心は農林水産業から、工業へ、工業から商業・サービス業へと移行していきましたが、現在新たな視点から農業が見直されています。かつての大量生産・大量消費・大量廃棄の拡大生産の時代から、資源・エネルギーの制約とかけがえのない地球環境の悪化に対応した持続的な社会の形成が求められている時代へと転換する中で、太陽と水と大地による農業は、本来的な生産形態としての自然と共存する産業であり、自然環境の維持・保全、そして更には再生に大きな役割を果たしている産業でもあります。

また、農業により、自然の動植物の営みに触れ、自然のリズムに身を浸すことで、都会の繁忙な生活の中で失われがちな人間らしさ、豊かな暮らしの時間を取り戻すことができます。更には、これまで積み重ねてきた農業の暮らしが育んだ農村風景は、自然と調和した美しい風景であり、日本の原風景ともいえるものです。新市では、これらの多様な機能を有し、地域特性である農(農業や緑)を核とした産業振興を進めます。

一方では、科学の進展や産業技術の高度化により、高齢者の増加や省資源など社会環境の変化に対応した新産業の創出が進んでいます。新市は、これからの時代のニーズを展望し、地域資源の新たな活用策や、新たな科学技術の導入により、情報通信産業やバイオ産業等の戦略的産業をはじめとする新産業の創出を進め、活力ある産業、創造的な産業が展開される都市を目ざします。

更に、新市は九州自動車道や、JR九州鹿児島本線や久大本線、西鉄電車大牟田天神線や甘木線などの公共鉄道網など交通の要衝に位置しています。また、古くから県南地域の中心地としての役割を果たし、多くの人々が買い物に訪れる地域でもあります。これらの地域性を活かしながら、人々が集まり、集まりの中から情報や賑わい、楽しみが生まれる都市を目ざします。

また、地域の風景を目にし、地域の文化を楽しみながら、地域の素材を活かした料理を味わう。地域の人々と語り合いながら、地域の伝統を感じ、地域の特産品を手にする。地域特性である農業や自然、歴史・伝統など、地域そのものを活かした癒し・潤い・温もりをテーマに、福岡都市圏や熊本都市圏等との交流を促進します。

(4) 県南の中核都市としての都市機能の分野

新市が位置する県南地域は、約90万人の圏域規模を有しますが、更に周囲の地域を含めると、圏域規模が150万人に及ぶ圏域です。自然の景観に恵まれ、豊かな田園が広がり、これからの時代にふさわしい魅力を秘めた地域です。また、新市は、高速道路のクロスポイントに位置するなど交通の要衝であるとともに、学術研究機関や医療機関等が充実した高次都市機能を有しています。この魅力ある県南地域のリーダーとして、地域の発展に中核的な役割を果たす都市を目ざします。

また、合併後の新市は、人口30万人を超える都市になります。現在、地方分権改革が取り組まれています。我が国の地方自治制度にあって、人口30万人を超え、市域が100平方キロ以上の都市は、その都市機能・都市形態を踏まえ、「中核市」として位置づけられています。中核市は、分権型社会にあって、先進的な都市づくりを進めるモデル的な都市として創設されたものであり、これからの分権型社会を担う都市制度として充実を図ることとされています。現在、全国に35の中核市がありますが、それぞれに21世紀の都市創造に向け、取り組みを進めています。新市は、これからの時代にふさわしい魅力を有する県南地域のリーダーとして中核市を目ざします。

そのため第1に、新市と周囲の自治体や都市圏との交通アクセス環境の充実を図るために、広域幹線道路ネットワークの整備や、これからの交通体系に重要な役割・機能を果たす公共交通網の充実促進を図るなど総合交通体系の整備を進めます。

第2に、県南地域のリーダーにふさわしい高次都市機能の整備に取り組むとともに、地域資源を活かした先進的なモデル都市として、医療福祉都市、情報化都市などの構築を進めます。

注1 クラスター：ぶどう等の房、同種類の人やものの集まり。

注2 ポテンシャル：潜在能力、可能性。

第3節 新市の行財政経営の整備

新市は、21世紀にふさわしい都市として、その目ざす都市像を設定しましたが、その実現を図るにあたっては、新市建設の基本理念に基づいた行財政の経営が必要であり、新

市が目ざす都市像にふさわしい都市形態が必要です。

新市が目ざす都市像にふさわしい都市形態として多極分散型、ネットワーク型、クラスター型を掲げましたが、その都市像実現に対応した行財政経営にあたっては、2つの視点が重要です。

第1に広域的な視点です。新市としての行財政運営にあたって、一つの行政体として効果的・効率的な行財政運営がなされるかということです。

第2に地域的な視点です。新市としての行財政運営にあたって、一つの行政体を構成している「域内地域」を活かした行財政運営がなされるかということです。

また、新市が目ざす都市像を実現するにあたって、行財政経営のあり方を次に掲げる視点で整備することとします。

(1)市民と行政の協働による行財政の経営

都市づくりにおいて、公共サービスのあり方や公共サービスの提供主体のあり方について、問い直されています。分権型社会において、自己決定・自己責任の原則の下に、都市づくりを進めていくにあたって、都市に住む人が、単に都市サービスを受ける受身の立場に立つのではなく、都市サービスの提供に積極的にかかわり、担っていく創り手の立場に立つことが求められています。これこそが住民自治であり、公共サービスにおける市民が果たす役割です。そしてそのことを基本に据え、地域経営に果たす行政の機能・役割を定める必要があります。

新市が目ざす都市像の実現にあたっては、これまでの行政主導の地域経営ではなく、新時代の地域経営の基本理念であるパートナーシップに基づいた、市民と行政の協働による行財政の経営を進めます。

(2)コンパクトな行財政経営

都市づくりにあたって、公と個の適正な役割分担の下に、限られた地域資源を効果的かつ効率的に活用し、地域課題を解決することが求められています。特にこれからの厳しい地方財政状況下においては、都市づくりの方向を見定め、地域の事情に即応した様々な政策選択肢の中から優先順位を判断し、タイミングよく実施するなどの計画的な行財政経営が重要です。

また、行財政経営にあたって、民間経営の視点を活用しながら、公共サービスを効果的・効率的に提供する手法としてニューパブリックマネジメント（NPM）（注1）が提唱されるとともに、その具体的な実施環境の整備が図られています。実施施策や事業の個別的な内容等を考慮しながら、これらの新たな行政経営手法の活用に取り組むことも重要です。

更に、地方自治制度の変革、各種の行政分野における基本法の改正や制定など行政を取り巻く環境が大きく変化する時代に直面しています。これらの環境変化に柔軟かつ機動的に対応するためには、職員の政策立案能力などの行政能力の向上と、柔軟な組織体制の整備が重要です。

新市が目ざす都市像の実現にあたっては、民間活力の活用や新たな行政手法の積極的

な導入に取り組み、組織の生産性向上によるコンパクトな行財政経営を進めます。

(3)地域に対するきめ細かな行財政経営

これからの多極分散型・ネットワーク型の都市づくりを実現するにおいては、地域住民へきめ細かな行政サービスを提供できる行財政経営が求められています。特に、合併をするにあたって、地域住民の一極集中型の行政経営に対する懸念を払拭し、更に積極的に合併効果を高めるために、地域や地域住民のニーズの実態を十分に把握しながら、それらのニーズに応える行財政経営が必要です。

新市の目ざす都市像実現にあたっては、経済性を踏まえながらも、情報・通信技術を活用しながら、ネットワーク型行政システムの整備に取り組みます。

(4)広域的な行財政経営

都市づくりにあたって、住民や事業者の活動の広域化に対応することが必要です。また、様々な社会経済状況が、一つの地域一つの国で完結できなくなっており、多くの地域多くの国々との関係の中で成り立ち、変化する時代にあっては、広域的な視点からの都市づくりを進める必要があります。

新市の目ざす都市像の実現にあたっては、中核市へ移行し自律的な行政経営に努めるとともに、広域的なニーズや周囲の自治体の期待に的確に応えながら、広域的な視点にたった行財政経営を進めます。

注 1 ニューパブリックマネジメント：公共部門の効率化や透明性向上のために導入される民間経営的な新しい行政管理手法。

第4節 土地利用の基本方針

新市の土地利用にあたっては、公共の福祉を基本に、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な生活環境の確保と、新市の均衡ある発展を目ざし、土地利用の基本方針を定めることが求められています。

また、地方分権の進展により、土地利用に関する計画や規制の権限を地方へ移譲する方向が打ち出され、地方が責任をもって整序ある土地利用を進めることが期待されています。これらの期待に応えながら地域の将来を展望して土地利用方針を定める必要があります。

新市建設にあたっての土地利用の基本方針としては、新市建設の基本理念などを踏まえ、これまでの各市・町の土地利用に関する計画を受け継ぎながら、今後、新市の具体的な施策や事業展開の推移を踏まえて、新市の土地利用に関する総合的な計画を定めることとします。

また、新市の土地利用計画策定にあたっては、第1に都市と農村の共生を図る土地利用とします。また、新市の素晴らしい田園風景など地域景観を保持する取り組みを進めるとともに、機能的でコンパクトな市街地の整備を進める土地利用とします。

第2に分散型、ネットワーク型の都市形態の土地利用とします。そのために、スプロール化などの無秩序な土地利用を防止しながらも、地域の実情・機能を踏まえた住民の

主体的な地域づくりに配慮した土地利用を図ることとします。

第3に、広域幹線道路網や公共鉄道などの総合的交通体系を踏まえ、周囲の都市圏や自治体との交流を進める、広域的な視点に立った土地利用とします。

第5節 地区整備の基本方針

(1)地区整備の基本的方針

新市においては、広域合併により行政区域が拡大することに伴う様々な懸念を払拭するとともに、新市建設の理念のもとに合併効果を発揮する、多様な魅力ある地区を整備することとします。地区の整備にあたっては、地方自治における住民自治の充実策として提唱されている地域自治組織制度を重要な将来課題と認識しながら、当面は現在の法制度を前提に地区整備に積極的に取り組むこととします。

また地区整備にあたっては、地区を新市においてどのように位置づけるかを明らかにしておく必要があります。新市は、一極集中型の都市形態から分散型、ネットワーク型、クラスター型の都市へと転換することとしています。地区は、それらのネットワーク型等の都市形態を実現するにあたって、その基本的単位となるものです。その意味からは、それぞれの地区の機能や特性の実現を図るために、それらの機能の実効性を確保し具現化する組織や権限が必要です。そのために必要な総合支所的機能の整備を進めるとともに、地区住民の主体的なコミュニティ活動を尊重し、積極的に支援することを基本方針とします。

(2)地区の考え方

地区は、合併する前の自治体のエリアを対象とします。しかしながら将来的には、地方自治法による地域自治組織の法制度化に基づく新市の市民ニーズを踏まえ、その見直しが必要となることも想定されます。

(3)地区別の目ざす姿

地区別の目ざす姿（地区像）は、これまでの1市4町の都市づくりと広域合併の将来を展望し、次のとおりとします。将来的には、地区像についても、さらに地区住民により見直されることも考えられます。

また、地区像の設定にあたっては、それぞれの地区が置かれている環境を十分に認識し、これまでの都市づくりの蓄積など地域特性を活かした個性ある地区づくりが求められています。従来の総花的な施策の展開から、地区のポテンシャルと地区の未来を考え合わせ、その基本的な方向を、住民が決意をもって選択することが必要です。今後、地区像の設定にあたって、住民の合意形成が必要となりますが、地区整備の基本的な方向の考え方として次のとおり提案します。

〔久留米地区〕

合併前の久留米市域を対象とする地区で、これまで蓄積されてきた高次的な都市機能の集積性を活かしながら、都市型産業（商業・高付加価値型工業・サービス業）の振興を図るとともに、交通環境、居住性、都市型産業の集積など全般的な都市利便性を活かした暮らし良い地区づくりに取り組むこととします。また、公共交通網の結節機能を有効

に活用する地区づくりに取り組みながら、他地区との効果的な連携を図るためのアクセス機能の整備に取り組みます。

〔田主丸地区〕

合併前の田主丸町を対象とする地区で、新市の東部発展の拠点として位置づけ、副都心にふさわしい権限と機能で、新しい地域づくりや企業誘致、生活基盤の整備や久大本線の利便性向上に取り組みます。また、これまで培ってきた「緑の供給基地」の特性を活かすため植木・苗木の流通機能の強化を図り、あわせて、これら緑と山麓の果樹、筑後川や耳納山系など恵まれた地勢を有機的に結合した観光事業を推進します。さらに、中心部へのアクセス機能の強化のため田主丸～久留米間などの道路の拡充・新設に努めます。

〔北野地区〕

合併前の北野町を対象とする地区で、県内でも有数の「多品目生産型」野菜生産地として活力ある高収益型園芸産地の育成に努め、都市近郊型農業の振興を図りながら、筑後川やその支流の水辺空間の保全など豊かな自然環境に配慮したまちづくりを進めます。また、「北野天満宮」、「コスモス街道」などの観光資源、都市基盤、居住環境、地域情報化の整備を行うとともに、新市の中心地域や福岡都市圏などへの道路交通網・公共交通網の交通アクセスの利便性をより一層向上させ、快適でゆとりのある田園都市的な新市北部の副都心的機能を備えたエリアづくりに取り組みます。

〔城島地区〕

合併前の城島町を対象とする地区で、筑後川やクリークがのどかに広がり、酒造業などの伝統産業や初夏の風物詩「エツ」などの観光資源に恵まれた地域特性を活かしながら、新市西部発展の副都心的機能とその権限に基づき、人と自然・人と産業が調和した高度な生活環境地区づくりを目指します。また、高付加価値型農業への転換などによる農業の振興や、先端産業技術を活用しながら地場産業の育成を図るとともに、すべての人々が健やかで、生き生きとした地域生活を営むことができるシステムやその基盤整備に取り組みます。さらに、広域幹線道路網の整備や公共交通網へのアクセス向上を図り、快適で魅力的な地区づくりを進めます。

〔三潴地区〕

合併前の三潴町を対象とする地区で、公共交通機関の利便性や従来取り組んできた「全町公園化事業」を活かし、広域幹線道路等の都市機能整備を促進することで、快適で安全な暮らしができる副都心的機能を備えた新市南西部の拠点づくりに取り組みます。また、地域産業の振興と新産業の創出を図るとともに、「みづまの松」など豊かな景観を持つ農地の有効活用を進め、高い生産性を持つ農業を振興し、都市型農業の確立に努めます。さらに、「はとむぎ加工品」など安全で高付加価値の農畜産物、農産加工品の供給基地を目ざします。

(4)地区像実現のための取り組み

地区像を実現するにあたっては、地区像実現の取り組みの進捗状況をフォローアップ

するとともに、地区の状況変化に対応した新たな施策・事業化を図る必要性が考えられます。市町村合併特例法に定める地域審議会の制度を活用しながらも、現在地方制度調査会などにより取り組まれています新たな地域自治組織などの制度創設と連動しながら、地区像実現の中核となる組織として総合支所的機能の整備に取り組みます。

また、地区像実現のためには、新市建設計画において定めた施策や事業と共に、地域振興を図るための財政措置として、合併市町村振興基金を設置し、その果実を運用して地区住民の連帯強化など地域振興を図る事業に充てることとします。

注1 副都心・副都心的機能と権限：新市の整備にあたっては、これまでの一極集中型の都市形態から分散型、ネットワーク型・クラスター型の都市へと転換する必要があります。

そこで、その実現を図るために、それぞれの地区の特性を活かした地区の核となる副都心や副都心的な都市機能を確保することとしています。

また、その具現化のため、地域審議会の制度を活用しつつ、法制度の範囲での組織や権限を有する総合支所的機能の整備に取り組むこととしているものです。

第3章 新市の施策方針

新市建設にあたっては、基本理念のもとに、目ざす都市像を実現するために、地域資源を効果的かつ効率的に活用し、的確な施策と事業を選択して実施する必要があります。特に、これまで異なったまちづくりに取り組んできた市町が、地域性を大切にしながらも、一体的な都市として、新たな都市の軌跡を描くために、重点的かつ早期に実施する施策や事業があります。それらの施策や事業の中でも緊要度が高いものを、新市建設の主要施策・事業として位置づけ、財政状況を踏まえながらも、本計画期間中に集中的に実施することとします。

また、施策や事業には、新市として共通に取り組む必要があるものと、地域的な事情や特性に対応して個別に取り組む必要があるものの2種類に区別できます。これらの施策化や事業化にあたって配慮する視点として、第1に、受益と負担の関係の視点があります。行政サービスの提供においては、受益と負担の関係を基本視点に、何を選択し何を優先するかを明確にして、施策化や事業化することが必要です。第2に、地域特性の反映の視点があります。行政サービスの提供においては、新市としての地域特性や地域事情を十分に反映して、施策化や事業化することが必要です。

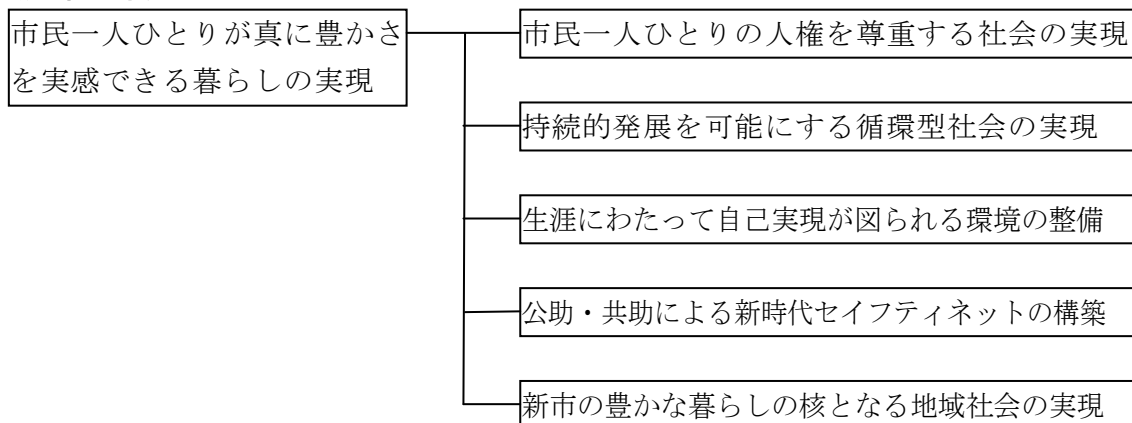
ここでは、それらの視点に十分配慮しながら、施策や事業の体系や基本的な目標などを明らかにします。

第1節 教育文化や保健福祉等の豊かな暮らしを実現する施策

(1) 施策の概要

新市の一体的なまちづくりにあたって、最初に、豊かな暮らしを実現するための施策として、市民の教育文化や保健福祉などの暮らしに焦点を当て、その充実を図ることとします。

【施策体系】



【基本的考え方】

21世紀の新時代にあって、社会経済の発展・成熟化に対応し、市民一人ひとりが、真に豊かさを実感できる暮らしの実現が求められています。新市においては、単に利便性や効率性を求めるのではなく、新市の豊かな自然と調和したゆとりある

暮らし、自己の持てる能力や意欲を発揮できる暮らし、地域社会づくり等に生き生きと取り組む暮らしなど多様な暮らし方を、市民一人ひとりが尊重し、お互いに認め合いながら、選択できる多様性が共存する豊かな暮らしを実現します。

そのためには、人権尊重に象徴される社会的モラルや責任を果たすことを基本前提にしながらも、市民自らが、自らの価値観に基づきながら、自らの責任の下に暮らしを選択・決定できる環境が整備されていることが必要です。そのために、市民の多様な価値観を尊重する社会意識の醸成を図るとともに、多様な選択とチャレンジを支える社会づくりを進めることとします。

【施策の方針】

- 市民一人ひとりが、真に豊かさを実感できる暮らしを実現するために、
- その社会的な共通ルールとなる人権尊重・男女共同参画社会と循環型社会の実現を推進します。
 - その人的な共通基盤となる市民一人ひとりが健康で、自己実現を図るために生涯にわたって、学び活動する環境を整備するとともに、それらの活動を支えるセーフティネット(注1)として公助・共助による福祉サービスの充実を推進します。
 - それらの活動の実践の場となる地域社会の整備・充実を図るために、コミュニティ活動(注2)の活性化等に取り組みます。

(2)具体的な施策の内容

①市民一人ひとりの人権を尊重する社会の実現

【施策の目標】

私たちが真に豊かさを感じるのは、一人ひとりの存在が認められ、大切にされているのを実感するときです。基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法や、世界人権宣言にうたわれている「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」との理念は、人々にとって希望の根源です。その実現のためには、個の存在を大切にす基本的な人権意識の確立を図るとともに、それぞれの個性や違いを認め合いながら、その能力を十分に発揮できる人権文化が根付いた社会の実現が必要です。また、性別にとらわれずに、男女が対等に責任を担い能力を発揮し、共同して社会づくりに参画できることが重要です。21世紀を人権の世紀とするために、あらゆる差別の撤廃と人権の確立が必須の課題となっています。

しかしながら、まだ部落差別をはじめとして障害者差別、女性差別、人種差別、高齢者差別、いじめなど多くの差別が現存しています。これらの差別は、市民一人ひとりの魂を根底から脅かし、暮らしから輝きを奪うものです。また、情報通信技術の進展などによる新たな差別事象が発生するなど、人権を尊重する意識や文化の確立の取り組みに逆行する現状があります。

新市建設にあたって、自然の豊かさとともに、人の豊かさを願うときに、市民一

人ひとりのあり方が問い直されます。あらゆる差別をなくし、人権が尊重される社会の確立に取り組む地域社会、そしてそこに暮らす人々の取り組みの主体性確立と活性化を旨とし、「人権の大切さ」を家庭で、職場で、地域社会で話し合い、相互に理解しあい、明るくいきいきとした人権が確立した社会づくりや男女共同参画社会の実現を推進します。

【重点的取り組み】

◇市民一人ひとりの人権を尊重する社会づくりのために、地域主体の人権学習・人権啓発を進め、差別をなくす環境の整備に取り組みます。

◇男女共同参画型社会の実現に向けて、女性の政策参加の場への登用を進め、市民の意識啓発に取り組みます。

②持続的発展を可能にする循環型社会の実現

【施策の目標】

大量生産・大量消費・大量廃棄による一方向型経済構造で環境負荷の高い社会から、将来にわたって持続的な発展を可能にする循環型社会への転換が求められています。

持続的発展を可能にする社会を実現するには、第1に、市民自身が生活のスタイルや価値観を問い直すことが必要です。そして、目先の利便性にとらわれるのではなく、限られた資源、限られた環境を大切に暮らしへと転換していくことが必要です。そのためには、市民が身近な日常活動の中で、省資源型の商品の使用、再使用、再利用を図るなど、かけがえのない地球、宇宙船地球号の一乗組員としての意識を持つとともに、その意識にそって暮らしの全般にわたって環境を大切に活動を展開することが重要です。

第2に、社会の生産構造などを資源消費型から資源循環型へと転換することが必要です。市民の環境を意識した活動に対応し、省資源型の商品の製造や販売など、社会全体として、生産から消費・廃棄まで全ての過程で、資源を有効に活用し、環境への負荷を少なくする循環型社会を実現する取り組みを着実に進めることが重要です。

持続可能な社会は、市民と社会がともに資源や環境の有限性を認識し、部分としての経済性や効率性重視の考え方から、社会全体としてのトータルコストや、生産から消費・廃棄にいたるライフサイクルコストなど全体としての経済性や効率性を重視する考え方へと転換し、それらの価値観を市民や事業者の活動の基礎に据えることから始まります。そのためには、市民・事業者自らが環境を保全するとともに、その負担を担うことが求められています。

新市建設にあたって、恵まれた豊かな自然を後世に引き継ぐことは未来への責務であり、自然と調和した暮らしは現在の喜びであり、美しい景観や緑あふれる自然は過去の結晶であることを思うとき、循環型社会を旨すにあたって重要な主体である市民や事業者の環境に配慮した行動を促進するとともに、その基盤となる循環型ごみ処理システムなどの整備に取り組みます。

【重点的取り組み】

- ◇市民や事業者が、普段の暮らしや活動の中で環境美化、環境負荷低減、自然環境保護、ごみ減量などを積極的に進める社会環境づくりに取り組みます。
- ◇市民や事業者と協働して築く循環型社会において、その基盤となる循環型ごみ処理システムの整備に取り組みます。

③生涯にわたって自己実現が図られる環境の整備

【施策の目標】

市民一人ひとりが、生涯にわたって、暮らしの質を高め、より良く生きるためには、その意欲を発揮できる環境が整備されているとともに、持てる能力の育成・充実に必要です。また、多様な人々と出会い交流を重ね色々な経験を積むことが、生きる力にとって重要なコミュニケーション能力や社会形成力を高めることとなります。学習には限界がないといわれますが、これからの知の時代にあって自己実現を果たすためには、市民の主体的な学習活動はますます重要となります。そのため、何時でも、何処でも、誰でも学ぶことができる生涯学習社会の実現が重要です。

こうした生涯学習の基礎は、学校教育によって育まれます。学校では、基礎的な知識や技術などの確実な習得はもとより、これらを活用した活動を充実するなど、学ぶことの楽しさを経験させ、生涯にわたって学び続ける意欲を高めていくことが必要です。

このため、これからは学校の創意工夫による特色ある学校づくりや、地域の人材活用や地域との交流など地域に開かれた学校づくりが求められています。また、基礎基本の徹底などの確かな学力向上と併せて、国際化や情報化など社会状況の変化に対応した教育や子どもたちの豊かな人間性を育てるための心の教育も重要な課題となっており、家庭、地域、学校などが一体となった生きる力の育成に取り組むことが重要です。特に、インターネットなどの情報通信技術の進展は、情報との距離を短くし、情報リテラシー(注3)の重要性をますます高めるなど、高度情報化社会への適切な対応が大切な課題です。

また学習した能力を活かして、市民活動、市民文化、市民スポーツに取り組むなど、多くの人々と出会い活動する中で、自己実現が図られます。そして、それらの活動が社会に輝きをもたらし、成果として地域文化を創造し、地域社会力を充実することになるのです。学び活動する社会は発展する社会であり、新たな地域の歴史を拓く人々の揺りかごであり、地域文化の出生の地です。

地域社会の未来を築く鍵は、地域を愛し地域で活動する人材です。市民一人ひとりの豊かな未来が、地域の明るい未来へとつながるのです。

新市建設にあたって、地域の人々に豊かな暮らしをもたらす、地域社会に活性化をもたらす教育・文化の充実・強化を図るために、市民一人ひとりの学習意欲や活動意欲に応えられる環境整備に取り組みます。

【重点的取り組み】

- ◇生涯学習社会の基盤でもある学校教育の充実を図るために、地域社会との交流を進めるなど地域に開かれた信頼される学校づくりに取り組みます。また、豊かな自然や農業を始めとする地域の特性を活かした特色ある教育を推進支援するとともに、インターネット環境の整備など高度情報化社会に対応した学校教育を進めます。
- ◇地区の総合型スポーツクラブの育成と、その活動の場となる施設整備に取り組みます。
- ◇生涯学習と文化を総合的に振興するために、地区の文化や学習の振興の核となる施設整備に取り組むとともに、各種の文化施設や学習施設のネットワーク化を進めます。

④公助・共助による新時代セイフティネットの構築

【施策の目標】

市民一人ひとりには、豊かな暮らしを実現するために、意欲をもって学び、働き、社会生活をおくっています。しかしながら、その過程の中で予期せぬ様々な苦難に出会い、社会的な助力を必要とする場合があります。また、日々の生活の中で健康を損ない、医療や介護を必要とする場合があります。

これらの社会的な手助けを必要とする場合に、制度的に社会支援が保障され、人々が新たな意欲をもって人生にチャレンジできるような社会が求められています。また、核家族化、少子・高齢化が進むなど社会環境が変化するなかで、社会的助力を必要とするケースが個別的になり、複雑になってきています。これらの個別化複雑化する福祉ニーズに対しては、制度的社会保障とともに、地域社会の人々の手助けで提供される地域福祉や、福祉ボランティアネットワークによって提供される専門的福祉などの柔軟な福祉サービス体制が必要です。公助とともに、地域住民がともに助け合う共助がますます重要になっています。

また、福祉のあり方として、限られた人のための給付から、普遍的なサービスへと転換するとともに、提供の方法も措置制度から契約制度へと転換しています。更に、これからの福祉の目指す方向は、保護する福祉から、自立を支える福祉、自立を促す福祉へと転換しています。これらの福祉のあり方や方向性の転換に対応し、利用者指向で、効果的・効率的な開かれた福祉システムを構築する必要があります。その意味からも、顔が見える住民同士が、普段の暮らしの中で互いに助け合う、顔が見える身近な福祉がますます重要です。

さらに、健康を維持し増進するにあたっては、疾病にかかったときや不自由になったときに利用できる医療・介護制度が整備されているとともに、それらの状態に陥らないように普段から意識して防止策に取り組むことが大切です。健康は、自らがづくり、守り育てるといふ健康意識が大切です。特に近年においては、感染型から生活習慣型へと疾病が変わる中で、市民一人ひとりが、食習慣や日常活動を見直し、積極的に健康を維持・増進することが、健康寿命を延ばし、生活の質を高めることとなります。

また、子どもを取り巻く環境が悪化しています。子どもは地域の宝であり、子どもは経験と交流の中で育ちます。しかしながら、三間（時間、仲間、空間）が失われ、子どもの多くの夢、子どもの豊かな未来が、シンナー等の薬物乱用などにより奪われています。愛情をもって子どもを産み、仕事と子育てを両立し、安心して育てられる環境を、地域社会、学校、家庭が一体となって整備することが、地域の未来を豊かにし、地域の夢を実現することになります。子育て、子育てを社会全体で支援することが求められています。

新市建設にあたって、市民一人ひとりが意欲をもって、豊かな暮らしを実現するために多様な活動に取り組むときに、幾度かの危難や困難に出会い、失敗をしても、さらにチャレンジできるような、公助・共助によるセイフティネットが、整備されている地域社会の実現を目ざします。特に、21世紀の暮らしのセイフティネットとして、地域の暮らしを足場にした保健・福祉施策の充実を進めます。

【重点的取り組み】

- ◇地域住民の共助による地域福祉ネットワークの構築など、地域福祉を推進します。
- ◇市民自らが健康づくりに取り組む意識を育成するとともに、地域での健康づくり活動を推進します。
- ◇障害者、高齢者、単親家庭などの生活の質の向上を目ざして、自立支援に必要な福祉施策の充実に取り組みます。
- ◇安心して生み育てられる環境整備を図るなど、一貫して子育てを支援する子育て支援策の充実に取り組みます。

⑤新市の豊かな暮らしの核となる地域社会の実現

【施策の目標】

かつて地域社会は豊かでした。人々が集い、会話し、活動する中に、喜びの声が聞こえ、笑顔があふれ、明日への活力が生まれていましたが、時代の進展とともに、個別的な利便性が追い求められ、公德心や公共性が失われていく中で、地域社会は暮らしの場から通勤の、通学の、買い物の通過点になりました。地域社会は、会社や、学校と同様に暮らしの単なる一場面になりました。しかしながら、市民一人ひとりの暮らしに視点を据えたとき、地域社会は、子どもが大人になる成長の場であり、人々が民主主義を学ぶ場であり、暮らしが営まれる一番身近な場です。地域福祉が、地域教育が、地域活動が展開される場です。真に豊かな暮らしは、豊かな地域社会が支えるのです。

少子高齢化が進み価値観が多様化する中で、暮らしの基盤となる地域社会は、それぞれの価値観を尊重し、それぞれのライフスタイルを大切にしながら、住民が主体的にかかわる開放型社会であることが求められています。地域社会の地域課題を、住民が自ら問い、共有化し、自ら解決する自治的コミュニティ活動の実践のなかに、地域社会の再生が、個性ある地域社会の創造があります。

また、これからの時代にあっては、社会の基盤となる信頼感の形成が重要です。お互いに顔を知る者が、共通の課題に取り組むことで信頼感が生まれます。その活動の中心となるのは地域社会活動やボランティア活動です。その意味からも、地域

社会の連帯感を形成するコミュニティ活動の振興が重要です。

新市建設にあたって、新市の多様な魅力と豊かさの源泉となる地域社会の再生を図るために、市民の暮らしに視点を据えた統合されたコミュニティ形成を進めます。

【重点的取り組み】

◇豊かな魅力ある地域社会の再生を目指すコミュニティ活動を促進するために、その仕組みづくりに取り組みます。

◇コミュニティ活動の核となる場づくりや機会の提供に取り組みます。

(3)新市建設主要施策・事業

主要施策	主要事業
学校教育の充実	生涯学習の地域の核となる学校施設を、将来的なあり方などの長期的な視点を踏まえながら、計画的に整備します。
市民スポーツの振興	市民スポーツの振興を図るために、新市としての総合的なスポーツ施設の配置等を踏まえながら、地域スポーツの核となるスポーツ施設を、計画的に整備します。
児童福祉の推進	児童福祉の推進を図るために、次世代育成支援対策推進法を踏まえ、新市として保育ニーズへの対応方針を策定しながら、保育所等の計画的整備を進めます。
コミュニティ活動の振興	地域社会の再生・充実を図るために、地域社会(コミュニティ)の整備方針の検討を進め、コミュニティ活動の核となる施設を計画的に整備します。

注1 セイフティネット：安全を守るための網。万一の事態に対する備え。

注2 コミュニティ：一定の地域に住み、共属感情を持つ集団。地域社会。

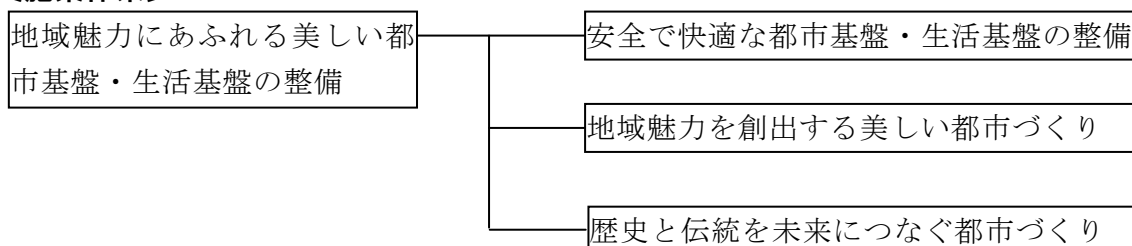
注3 情報リテラシー：情報認識能力。人間が情報を上手に使いこなし、役立てる能力。

第2節 道路や上下水道等の魅力あふれる都市基盤・生活基盤を実現する施策

(1)施策の概要

新市の一体的なまちづくりにあたって、市民の豊かな暮らしを支える基盤を整備する施策として、道路や上下水道などの快適な空間や、防災や交通安全などの安全な暮らし、生活に潤いをもたらす都市景観などの実現を推進します。

【施策体系】



〔基本的考え方〕

市民一人ひとりが、真に豊かな暮らしが実感できる都市を実現するには、暮らしの基盤となる都市基盤や生活基盤を整備することが重要です。それらの基盤整備にあたっては、第1に、市民一人ひとりが安全で安心して生活できるとともに、利便性一辺倒ではない質の高い快適な都市づくりが必要です。第2に、地域に特有な自然、風土、暮らし等から生まれる地域特有の美しい景観を活かし、魅力があふれる美しい都市づくりが必要です。第3に、暮らしの積み重ねである地域の歴史や伝統を大切にし、未来の暮らしへと継承する都市づくりが必要です。

また、都市基盤・生活基盤の整備にあたっては、従来の膨張する都市、投資を前提とした都市から、自然と調和したコンパクトな都市、歴史を積み重ね未来へつながる都市へと転換することが求められています。

新市においては、個人の家庭から地域社会そして都市までを、一連のトータルな公共空間として共通認識し、自然の美や豊かさを積極的に活かした都市魅力を創出するとともに、歴史的な資源を活かしながら、未来に継承するに値する都市づくりを一つひとつ積み重ねていく蓄積型の都市づくりを進めます。

そのためには、先ず安全性・安心度を高める都市基盤整備を進めるとともに、生活排水処理などの快適な生活基盤の整備に取り組みます。また、本地域に豊かな水と緑などの自然を大切にしながら積極的に都市空間に取り込むとともに、これまで積み重ねてきた都市の歴史を継承しながら、地域の魅力ある美の創出を目指して、一貫かつ継続した都市づくりを積み重ねていくこととします。

〔施策の方針〕

地域魅力にあふれる美しい都市基盤・生活基盤の整備を図るために

- 市民生活の基本となる安全で安心な都市生活、快適で潤いのある暮らしの基盤整備を図ります。
- 地域個性である都市と自然が融合した、魅力あふれる美しい都市の創出を進めます。
- 地域文化財や地域民俗等の歴史と伝統を守り伝えながら、新たな歴史・伝統へとつなぐ基盤づくりを進めます。

(2)具体的な施策の内容

①安全で快適な都市基盤・生活基盤の整備

【施策の目標】

地域社会で日々の暮らしをすごすとき、安全と安心が確保されていることが第1に重要です。特に安全神話が崩壊し、社会秩序が失われるときに、信頼を基礎にした安全な地域社会の形成が求められています。また、環境の悪化などによる異常気象などの自然災害、交通手段の発達などによる交通災害などの人工災害など、各種の災害を未然に防止することとともに、災害による被害の軽減や、災害にあったと

きの救命・救急など危機管理対策の充実が必要です。さらに、防災に関する情報がネットワークされていると共に、それらの情報を活用して救命・救急活動などを迅速に展開できる環境の整備が必要です。

第2に、自然と調和した快適空間が確保されていることが重要です。特に生活道路と上下水道は、快適な都市生活の基盤であり、災害時のライフラインとしても確保すべきものでもあり、将来にわたって、その必要性和経済性を見極めながら整備することが求められています。これらの整備にあたっては、これまで進めてきた都市基盤整備の方向性や整備状況を踏まえながら、新たな市域として一体的な都市基盤の整備・生活基盤の整備が求められています。そのために、新市域内の各地区(旧市・町)を結ぶ域内幹線道路の整備、総合的な上水道の整備や生活排水処理、衛生的な生活環境づくりを進めます。

また、自転車道や歩行者道など環境負荷が少ない移動手段の利用促進や、高齢者や子ども、障害者などの利用者の視点にたったユニバーサルデザイン(注1)の都市整備を進めることが、質の高い誰しものが求める快適空間の整備にあたっては必要です。

新市建設にあたっては、安全で快適な暮らしの基盤整備を図るとき、市民の信頼と協力に基づく安全・安心な社会の実現と、自然と調和した質の高い快適都市空間の整備に取り組みます。

【重点的取り組み】

- ◇救急・消防体制の整備など総合防災ネットワークの整備を図るとともに、市民との協働による自主防災体制の推進に取り組みます。
- ◇交通安全対策や、夜間や高齢者の安全などの防犯対策を進め、身近な日々の暮らしの安全確保に取り組みます。
- ◇足元道路や幹線道路などを整備し交通渋滞を解消するとともに、総合的な生活排水処理の推進や皆水道に向けた上水道の整備に取り組みます。
- ◇快適な歩行空間や、自転車を利用しやすい環境の整備などを進めるとともに、ユニバーサルデザインの都市整備に取り組みます。

②地域魅力を創出する美しい都市づくり

【施策の目標】

市民一人ひとりが豊かさを実感するのは、暮らしに喜びがあるときです。それは単なる暮らしの利便性や利己性とは異なり、自然との調和や人々との共生の中にあるものです。自然と調和した地域の美しさが、その地域の魅力を生み、その地域に暮らす喜びを生み出すのです。地域の美しさとは、一般的な美しさ、借り物の美しさではなく、その地域の歴史や自然からにじみ出たものです。そして、暮らしの喜びは、地域の魅力、地域の美しさとともにあるものです。これからの都市にあっては、地域にふさわしい美しい都市が求められています。

また、地域の美しさは、市民自らが、暮らしの中で継続して守り育てるものです。日々の暮らしの中で美しいと感じる心を育て、その感動を行動に移すことが美の創

出につながるのです。これからは、地域の美を感じ、守り、育てる暮らしを実践することが求められています。

新市建設にあたっては、新市の豊かな自然である水や緑を都市の暮らしに取り込み、自然と調和した都市生活空間を形成することに取り組みます。その一環として、緑豊かで市民の生き生きした語らいが聞こえる公園整備や、四季折々の自然を身近に感じる街路樹が植栽された道路整備を進めます。

また、都市景観については、新市のシンボルである筑後川や耳納山系などをランドマークとして活用し、新市全体をトータル的にデザインした都市景観形成を図るとともに、地域地域の特性に応じた地域特有の都市景観の形成に取り組みます。特に、森林は緑のダムであり、貴重な緑の宝庫でもあります。しかしながら、近年の林業の衰退は森林の未整備を招き、美しい緑の宝庫は荒れようとしています。森林は地域のシンボルであり、地域の原風景でもあります。この森林を地域の里山、市民の森として都市づくりに活かします。

また、これらの地域の美を活かした都市づくりを進めるにあたっては、市民一人ひとりの意識と活動が鍵です。市民が地域の美を共有化し、共通の財産として、自ら継続して美を守り創出する取り組みを促進します。

【重点的取り組み】

◇水の光景など水を活かした都市、緑の光景など緑を活かした都市、花と緑の都市づくりなど市民と協働した都市など、自然と調和した美しい都市づくりに取り組みます。

◇新市全体を含む広域の都市景観づくりとともに、新市全体の都市景観や、地域ごとの特性に応じた都市景観づくりに取り組みます。

③歴史と伝統を未来につなぐ都市づくり

【施策の目標】

新市は、古くから拓け発展してきた結果、古墳群、国府跡、歴史的街並み、古文書、神社仏閣、史跡など歴史的な遺産が数多くあります。全国的にも希少価値がある文化財として残されてきたこれらの歴史的な資産は、先人たちの営為を今日に伝えるものであり、将来に向かって大切に守り伝えていく地域の共通財産です。特に、これからの都市づくりにあっては、その行為を単に過ぎ去るものとするのではなく、積み重ねるものとするには、しっかりと受け止める基礎となるものがが必要です。その基礎となるものが、その都市における歴史に対する意識であり、歴史的な都市アイデンティティを構築する歴史遺産です。また、歴史から紡ぎだされた伝統行事であり、歴史の精化である民俗文化です。

新市建設にあたっては、過去の記録である歴史を大切にし、未来の創造へつなぐために、文化財をはじめとする歴史的資産を活かした都市づくりを進めます。

【重点的取り組み】

◇地域の歴史を大切にし暮らしに活かすため、国県などの協力の下に、国指定史跡

をはじめとする地域の文化財を保護・活用するなど、郷土歴史として継承します。

(3)新市建設主要施策・事業

主要施策	主要事業
防災体制の整備・充実	市民の安全を守るために、新市域を統合した防災情報ネットワークを構築するとともに、新市としての救急・消防防災の拠点整備に取り組みます。
総合的な生活排水処理の推進	生活環境の改善と水質保全を図るために、新市全体の効果的・効率的な生活排水処理を目的に、地域特性に応じた生活排水処理事業(公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水など)を、国県との連携を図りながら、計画的に整備します。
総合的な上水道の整備	新市域内に良質な水を効率的に安定して供給するために、配水管網の見直しによる再整備や未給水地域への配水管敷設など一体的な水道事業の確立に向け、計画的な施設整備を行っていきます。
衛生的な生活環境の整備	し尿収集業務の円滑化を進めるとともに、それらのし尿の適正かつ効率的な処理を図るため、施設の整備・充実を進めます。更には、将来を展望しながら斎場の周辺の環境整備を含めた整備に取り組みます。
快適な居住空間の整備	質の高い居住空間の整備と地域社会の定住性の向上を目的に、公営住宅の計画的な整備や住宅市街地の住環境の整備などを、市民ニーズに基づき年次的に進めます。
域内幹線道路等の整備	新市域内の円滑な交通環境を整備するために、地元の協力の下に、計画的な域内幹線道路の整備等を進めます。
美しい都市空間の整備	美しい都市空間を構成する緑あふれる公園や水と親しむ公園等、地域特性を活かした身近な公園を、計画的に整備します。

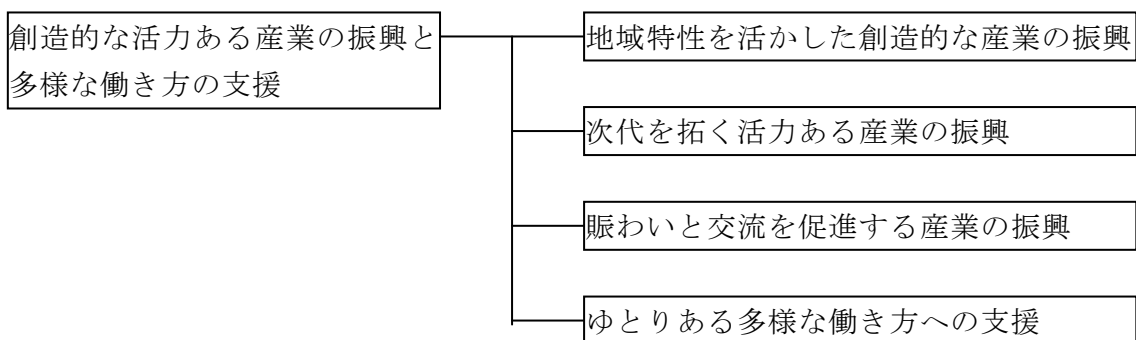
注1 ユニバーサルデザイン: できる限りすべての人に利用可能なように、製品、建物、空間をデザインすること。

第3節 1次2次3次の創造的な活力ある産業振興と雇用促進を実現する施策

(1)施策の概要

新市の一体的な都市づくりにあたって、暮らしを支える雇用の場であり、都市発展の源泉でもある都市生産力の充実を図るために、1次から3次までの産業を振興するとともに、多様な働き方が選択できる労働環境の整備を推進します。

〔施策体系〕



〔基本的考え方〕

市民一人ひとりが暮らしの豊かさを実感できるためには、経済的な裏打ちとしてその糧が保障されていることが必要です。そして、生産活動に携わることは暮らしの一部であるとともに、都市の重要な機能の一つでもあります。農林水産業を中心とする都市、工業を中心とする都市、商業を中心とする都市など、都市はその中心となる産業によって分類されます。時代の進展につれて産業が高度化し、産業技術が発展します。そして、時代に対応した産業の盛衰が、地域の経済活動の中心である都市の盛衰に大きく影響します。都市と産業は分ち難く結びついています。

21世紀においては、大量生産、大量消費の生産中心の成長型社会から転換し、資源の制約や環境との共生による持続的な経済社会を旨として、地域特性や地域資源を活かした産業振興が求められています。また、雇用の場の確保とともに、多様な働き方ができることが重要になります。これからは、時代の将来を見極めながら、多様な暮らしかたを踏まえた、新たな視点での産業振興が必要です。

そのためには、1市4町の地域特性である農業を核とした産業、自然を活かした産業などの内発的な産業振興を図ります。また、将来的に発展性の高い産業振興を図るために、地域資源を見直しながら、新産業技術の導入など戦略的な産業振興を進めます。さらに、多様な働き方が選択できる環境整備を進めます。また、福岡都市圏などとの交流を進めるなど、大規模都市圏のエネルギーの導入・活用に取り組みます。

〔施策の方針〕

- 創造的な活力ある産業の振興と多様な働き方の支援するために、
- 地域特性である農(農業や緑)を核とした産業振興など、地域資源や地域特性を活かした産業振興を進めます。
 - 地域の潜在的な資源の活性化を図り、高付加価値型の将来を展望した戦略産業の誘致・創出を進めます。
 - 本地域の特性である自然や歴史の豊かさ、温かみのある人間性などを活かし、福岡都市圏などとの交流を促進します。
 - 生き生きとした情報や、多様な都市魅力による賑わいづくりを進め、商業の振興を

図ります。

- 高度情報化や産業形態の多様化に対応したSOHOやコミュニティビジネス等多様な雇用の場の創出に努めるとともに、ワークシェアリングなど多様な働き方が選択できる環境整備を促進します。

(2)具体的な施策の内容

①地域特性を活かした創造的な産業の振興

【施策の目標】

持続的な経済社会の形成にあっては、一方向型の大量生産の産業から転換し、その地域の再生可能な資源や特長な技術を活用した地域産業の確立が求められています。また、これまでの専ら経済効率性だけを追求した集中型産業から、環境との共生やリスク分散等総合的な効率性に基づく分散型産業への転換などが求められています。これからの時代は、環境負荷の低減を図り、持続的な経済社会づくりを進めるため、新たな視点から生産・流通技術や資源を活用した産業の創出が求められています。

新市は、豊かな水と緑や平坦な地形などの恵まれた自然資源、古くからの農業技術や地場産業など技術資源、新たな産業分野や生産技術を開拓してきた先取性や創造性に富んだ人的資源など多くの資源に恵まれています。これらの資源を精錬し活用し、地域産業を新たな時代にふさわしい産業として発展させることが求められています。

第一に、地域特性を活かした農業の振興にあたっては、農業に対する認識や魅力性が高まっていることを背景に、産業としての付加価値の高い、生産性の高い農業に取り組む担い手、それらの専門的担い手を支援するサポーターとしての担い手、楽しみとして農業に取り組む担い手など多様な担い手の育成を進めます。

また、食は生命の源であり、豊かな暮らしを支えるものです。食の安全性や本来の食味が、問われ求められています。その土地特有の食材や伝統食を、その土地の風景や時間の中でゆっくりと味わうスローフードが、新たなライフスタイルとして提案されています。食と農の距離が遠くなりつつある今、食と農の豊かさを身近なものとするために、その土地で生産したものを、その土地で消費する地産地消や、生産者と消費者の交流を進めるとともに、環境負荷が少ない環境保全型農業など自然にやさしい農業の確立に取り組みます。

さらに、農業の付加価値や生産性を高めるために、生産基盤の整備、農産物のブランド化などの流通市場への対応、農業経営の高度化などに取り組みます。

特に、新市は国内でも屈指の植木・花卉の生産地です。また、椿やつつじなど地域特有の樹木や、昔から伝統的に高い生産技術を誇るなど、緑化産業に優れた地域です。この緑化産業を振興するとともに、緑と農のある都市としての魅力を重要な都市づくりの柱とします。また、森林の多様な公益性を大切にし、再生可能で人に

やさしい木材の活用などを進め、地域の森林資源を活かす取り組みを進めます。

第二に、地域特性を活かした地域産業の振興にあたっては、これまでの伝統技術や地域資源を活かした地場産業の振興を図るとともに、起業家精神を活かした創業や高付加価値型産業化を旨とする中小企業の振興に取り組みます。特に、これからの産業においては、製造だけではなく、製造品を利用した生活の提案など、ハードとソフトを共に提供することが求められています。このため、市場動向に基づく商品企画などのマーケティング能力や、コスト管理リスク管理等の金融能力など経営全般にわたって、企業が主体的に企業力強化を図る取り組みを促進します。

また、福岡県生物食品研究所などの研究機関や、久留米大学をはじめとする高等教育機関などの学術研究資源を活用するとともに、産学官の効果的な連携を進めて、知的資源を活用した新事業分野への地域企業のチャレンジを促進します。

【重点的取り組み】

- ◇新市の特性である緑化産業を振興します。
- ◇環境保全型農業などの自然にやさしい農業に取り組みます。
- ◇都市と農村の交流や食と農の交流を図る取り組みを進めます。
- ◇産学官連携による高付加価値型産業の振興に取り組みます。

②次代を拓く活力ある産業の振興

【施策の目標】

21世紀にあつては、地域産業の振興を図るとともに、新たな視点からの産業の創出や、波及効果を見据えた新産業の誘致が求められています。特に、これからの時代ニーズに対応した有望な市場性を有し、科学技術の高度化による先進的な産業技術を活用した、IT産業、バイオ産業、医療介護産業、保健福祉産業などの戦略的分野における産業創出・産業誘致が、地域の未来にとって重要な課題となっています。特に、これからのサービス経済化や情報・通信技術の進展によるソフト経済化時代に対応したコンテンツ産業(注1)や、21世紀の経済社会を支える基盤的技術であるバイオテクノロジー(注2)を活用したバイオ産業の育成が必要です。

新市にあつては、地域資源の活用を図りながらも、地域の未来への投資として、戦略的新産業分野の技術、人材の導入、企業誘致を進めます。そのために戦略的産業にふさわしい環境を整備した産業団地整備を進めるとともに、産業立地促進支援施策をはじめとする企業誘致促進施策を進めます。

また、地域の学術研究資源のみならず多様な知的資源を活用し、地域の次代を担う新技術、新産業の創出や、新規事業化などに取り組みます。

【重点的取り組み】

- ◇メディカルバイオやアグリバイオなどバイオ産業創出の取り組みを進めます。
- ◇情報通信分野、保健福祉分野、バイオ産業分野など戦略産業分野の企業の誘致に取り組みます。

③賑わいと交流を促進する産業の振興

【施策の目標】

経済や社会の成熟化にともない、消費行動が多様化するとともに、単に物をきれいに展示し安く売る商品販売型から、商品を利用した暮らしを提案する生活提案型の商業へと移行しています。商業は情報を通して、娯楽や生活サービスなどの情報・サービス産業を含めた、都市の暮らしに必要な都市型産業へと転換しています。

また、都市づくりにあって、郊外への無秩序なスプロール化は、都心部の衰退を招いています。そして、都心部の衰退が都市全体の沈滞へとつながっています。これからの都市づくりにあっては、長年にわたって蓄積された都心部の都市資産を活かすことが求められています。賑わいと情報を求めて都心部へ回帰した人々が、そこで出会い、語らい、交流する中で情報が生まれ、都市を舞台とした市民一人ひとりの暮らしの物語が紡がれる、21世紀の都市ストーリーの場となる都心部の再生が求められています。そしてその都心部の活気を、都市全体へと波及していくことが重要です。さらに、地域社会にあっても、高齢者や子どもなどの日常的な生活にとって重要な地域商業は、語らいの場であり情報交換の場です。

一方、それぞれの地域で紡がれ語り継がれる都市物語が、他の地域に暮らす人々にとって魅力的であるとき、多くの交流が生まれます。そしてその交流は、都市物語に新たな魅力を付け加えます。また、グローバル化や情報・通信技術の高度化は、都会での生活を24時間化し自然のリズムと異なったものにしてしています。さらに、都会の住民密度の高さが利便性や市場性を高めるとともに、一方ではストレスや日常的な疲労感・繁忙感などをもたらしています。これらは、都会から離れて、自然に出会い、自然に身を浸し、自然と語らうなかで、自然のリズムを取り戻すとともに、自然と調和した暮らしの中で心身ともに癒しや潤いを感じる時間を重要なものとしてしています。

新市建設にあたっては、都市魅力の核となる都心部の再生に取り組むとともに、地域商業の活性化を進めます。

また、新市の水と緑豊かな自然や、自然に彩られた風景、自然と調和した暮らしなど多様な地域魅力を発信するとともに、観光・コンベンションなどを通して、福岡都市圏をはじめとする周囲の地域との交流を促進します。

【重点的取り組み】

◇都心部の活性化を図る取り組みを進めます。

◇地域商業の活性化を図ります。

◇都市圏との交流の促進に取り組めます。

④ゆとりある多様な働き方への支援

【施策の目標】

市民一人ひとりが豊かな暮らしを実感するにあたって、労働の質が問われるとともに、雇用の確保・安定が大切です。特に産業技術の発展や産業分野の変化のスピードが速く、新たな職業能力の取得が求められるとき、労働需給のミスマッチによ

る失業が発生します。それらの労働環境の変化に対応できなかつたときに、再び新たな職業能力を取得し直すことができる環境が必要です。

また、社会環境の変化にともない保健福祉などの市場ニーズが拡大するとともに、新たな産業分野として、コミュニティビジネス(注3)やパブリックビジネス(注4)等が発生しています。これらの産業分野の増大・発生は、情報・通信技術の発展などと相俟って、SOHO(注5)、ワークシェアリング(注6)、フレックスタイム(注7)など、暮らしと労働が調和した新たな労働形態による働き方をもたらしています。

新市建設にあたっては、これらの雇用環境の変化に対応し、ゆとりある多様な働き方を選択できる環境の整備に取り組みます。

【重点的取り組み】

◇職業能力の充実を図る施策に取り組みます。

◇新たな産業分野にふさわしい多様な労働形態を選択できる仕組みの構築を目指します。

(3)新市建設主要施策・事業

主要施策	主要事業
地域農業の振興	地域農業の振興を目的に、地元で生産された安全で新鮮な農産物を、地元で安心して購入し消費できる地産地消、販路拡大や情報提供などを推進するため、特産品を展示即売する施設等の総合的な地域農業振興の核となる施設を、国県や農業協同組合等との連携を図りながら、計画的に整備します。
農村環境の整備	地域が自ら考える個性ある農村振興が図れるよう、地域住民の参加の下に総合的な農村環境の整備を、国県との連携を図りながら、計画的に整備します。
戦略的産業の誘致	次世代の戦略産業など産業誘致を推進するために、地域ポテンシャルなどを踏まえ、工業団地の計画的整備を進めます。

注1 コンテンツ産業：「内容」の意味で、映像や音楽、ソフトウェア等デジタル化された情報の素材の制作・提供に係る産業。

注2 バイオテクノロジー：生物またはその機能を利用あるいは模倣する技術。生命工学、生物工学。

注3 コミュニティビジネス：地域住民が、地域の問題解決を行う上で、地域内の資源を活用しながら、継続的に展開するビジネス。

注4 パブリックビジネス：公共サービスの内、民間が取り組むことが可能な分野の産業活動。

注5 SOHO：自宅等に小さなオフィスを開き、パソコンでインターネットに接続して行うビジネス。

注6 ワークシェアリング：労働者一人当たりの労働時間を減少することで、雇用水準を維持する手段。

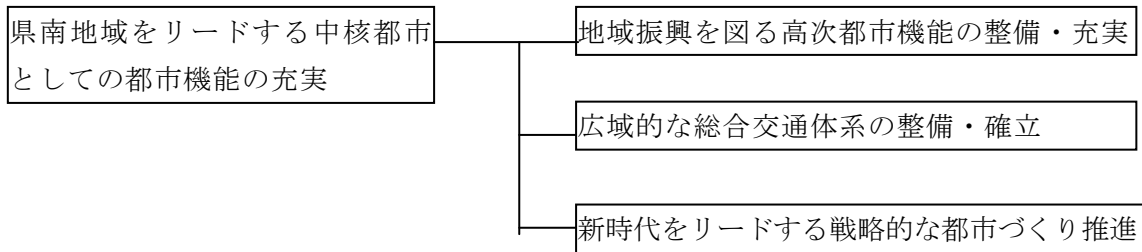
注7 フレックスタイム：所定の労働時間内で、出退勤時間を自由に選択できる方式。

第4節 県南の中核都市としての都市機能を実現する施策

(1) 施策の概要

新市の一体的な都市づくりにあたって、福岡県第3の都市圏として圏域人口約90万人の県南地域の中心都市として、更には周囲の地域である佐賀県東部などを含む150万人の都市圏の中核都市として、高次の都市サービスを提供し、県南地域の発展をリードする都市機能の整備・充実のために、総合的な交通体系の整備や、拠点機能の充実を図る情報基盤や高度医療機能などの充実を進めます。

【施策体系】



【基本的考え方】

21世紀においては、我が国は多極分散型の国土形成を旨とすることがあります。それぞれの地域が、地域特性に応じた魅力ある圏域を構築することが求められています。しかしながら一方では、東京や地方中枢都市への一極集中は続いています。その結果、一定の市場規模を必要とする文化・産業などの面でも、一極集中化は顕著です。今後、少子・高齢化が進み、人口減少社会が現実のものとなる時代にあっても、その傾向は続くものと想定されますが、片一方では集中化の弊害もより顕著になると考えられます。新たな時代にあっては、一極集中の弊害を防ぎながら、中枢都市との機能分散と連携によるネットワーク化をはかり、多極分散型の魅力ある圏域づくりを着実に進めることが重要です。

新市建設にあたっては、県南地域を中心とする筑後圏域を魅力ある圏域とするために、自然と都市が調和した圏域の中核都市として、保健・福祉・医療・教育などの高次都市機能を充実することが必要です。そのため、新市の都市規模に応じた都市制度である中核市への移行をベースに、高次都市機能の整備・充実や、広域的な交通体系の整備・確立を推進します。また、新時代をリードする戦略的な都市づくりとして、地域特性を活かした先進的な都市づくりに取り組みます。

【施策の方針】

自然と都市が調和した魅力ある県南地域づくりをリードする中核都市としての都市機能の充実を図るために、

○ 県南地域における高度教育・高度医療等専門的サービスの拠点機能の整備・充実

を促進します。

- 広域から新市への円滑な移動や、新市における道路網との結節機能の充実を図るなど広域的な視点からの総合交通体系の整備確立を推進します。
- 全国的にも誇れる新市の都市魅力の創出を図るために、中核市へ移行し地域資源や特性を活かし医療福祉都市、情報化都市など先進的な都市づくりを進めます。

(2)具体的な施策の内容

①地域振興を図る高次都市機能の整備・充実

【施策の目標】

魅力ある圏域づくりには、その地域に特有な歴史や自然、人々の暮らしを活かす地域性ととともに、暮らしの安全や豊かさに欠かせない文化、商業、娯楽、医療や教育を確保する専門性の両面が必要です。特に、日々の暮らしに直接結びつく基礎的な都市サービスとともに、緊急な場合や専門的なサービスを必要とする場合の高度医療・教育などの高次の都市サービスが整備されていることは重要です。

新市建設にあたっては、自然と調和した魅力ある圏域づくりを目ざして、高度医療や高度教育等の専門性を確保するために、高次都市機能の整備を促進します。また、これらの高次都市機能サービスを日々の暮らしに有効に活かすために、ネットワークの構築に取り組みます。また、物流や文化などの広域拠点機能に必要な、都市施設の計画的な整備を図るために、地域ストックを活用した都市計画に取り組みます。

【重点的取り組み】

- ◇広域拠点機能形成プロジェクトに取り組みます。
- ◇高度医療や高度教育機能を活かした都市づくりに取り組みます。

②広域的な総合交通体系の整備・確立

【施策の目標】

これからの多極分散型の国土形成にあたっては、地域特性を發揮した都市圏が、相互に機能補完しネットワーク化する必要があります。そしてそれらのネットワークが、有効に機能するためには、都市圏間の交通アクセスが円滑に行われる必要があります。また、都市圏内においても、中核都市機能の有効活用などの視点からの交通アクセス整備が必要です。

さらに、これからの人口減少社会にあっては、交流人口の増加が求められています。これらの交流促進にあっても、広域的な交通体系の整備が重要です。また、それらの交通体系が、広域拠点機能や高次都市機能サービスを効果的・効率的に活用する都市内の交通体系と、整合して整備されることが必要です。

特に、これからの広域的な交通体系整備にあたっては、鉄道やバスなど環境負荷が少ない、定時性、安全性、経済性に優れた公共交通の活用が求められています。そのため、公共交通の利便性の向上を図るとともに、パークアンドライド(注1)や駅

前広場などの公共交通結節機能の強化を図り、鉄道とバスや公共交通と自動車などの総合的な交通体系を整備することが必要です。

新市建設にあたっては、県南の中核都市機能を発揮するために必要な、総合交通体系の整備を進めます。特に、新市としての一体性を形成するために欠くことができない、東西及び南北の幹線道路、それらの幹線道路間を結ぶ環状道路の整備を推進します。また、九州新幹線、JR鹿児島本線、久大本線や西鉄天神大牟田線、甘木線などの鉄道や公共バス等の公共交通機関の活用を進めるため、それらの増便増発や新駅の設置、駅前広場の整備をはじめとする交通結節機能の強化などの利便性向上に取り組みます。

【重点的取り組み】

- ◇東西及び南北の幹線道路及びそれらをつなぐ環状道路の整備に取り組みます。
- ◇JR久大本線の新駅設置や増便増発に取り組みます。
- ◇九州新幹線久留米駅などの交通結節機能の整備に取り組みます。

③新時代をリードする戦略的な都市づくり推進

【施策の目標】

久留米広域合併により実現する新市は、都市規模が30万人を超え、人口及び行政区域ともに中核市の要件に該当することとなります。

中核市に移行すると、民生部門を中心に住民福祉に関する多くの権限が移譲されます。また、これからの分権型社会にあって、中核市は先進的なモデル都市としての役割を期待され、ますます制度充実を図る方向が示されています。

特に、これからの都市づくりにあっては、地域特性を活かした魅力ある地域づくりが求められています。魅力ある地域づくりにあたっては、他の地域にはないその地域固有の魅力形成が重要です。また、それらの魅力が新たな時代にふさわしいものであることが重要です。地域は多くのもので成り立っています。地域魅力を創出するためには、地域が地域全体として取り組む必要があります。

新市建設にあたっては、中核市への移行をベースにしながら、地域資源や特性を活かした魅力ある都市づくりとして、自然と調和した未来が生まれる都市、豊かな暮らしが実感できる都市を目指します。そのために必要な施策として、特に先進的に取り組むものを戦略テーマとして掲げ都市づくりを進めます。その一つとして、中核市移行に伴い整備される保健所を核として、地域に豊富な医療資源を活用した都市の実現に取り組みます。また、高度情報化に対応し、福岡ギガビットハイウェイ(注2)などを活用しながら、地域情報基盤の整備を図るなど、高度情報都市の実現に取り組みます。

【重点的取り組み】

- ◇医療資源を活かし、これからの時代をリードする医療福祉都市の実現に取り組みます。
- ◇高度情報都市の実現に取り組みます。

(3)新市建設主要施策・事業

主要施策	主要事業
公共交通網の利便性の向上	公共交通網の利便性の向上のために、新幹線久留米駅へのアクセス機能の強化、既存駅の交通結節機能の強化を図る駅前広場の整備、久大本線などの新駅の設置などを、事業者との連携のもとに、計画的に進めます。
広域幹線道路の整備	国県との連携を図りながら、新市と周囲の都市圏とのアクセス強化を図る広域幹線道路網の整備を、計画的に進めます。

注1 パークアンドライド：郊外駅で駐車し鉄道などの公共交通機関に乗り換えて中心部へ向かう移動方式。

注2 福岡ギガビットハイウェイ：福岡県が設置している高速・大容量の通信回線で、県内の企業、団体等のIT活用を目的に無料で提供している。

第5節 新市の行財政経営の整備を図る施策

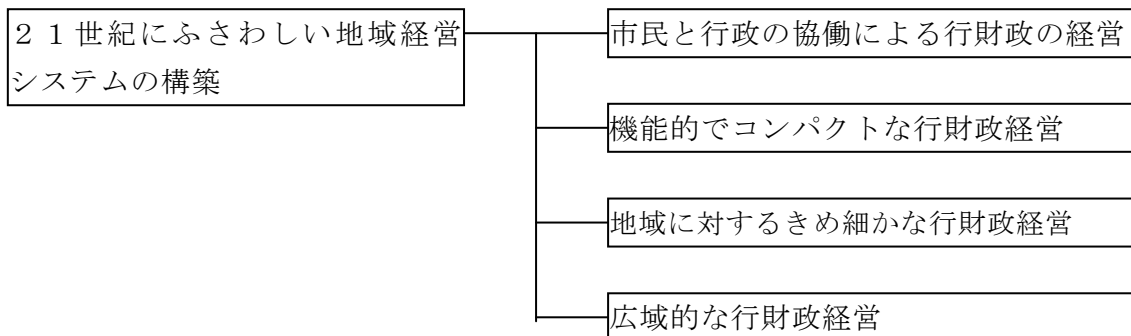
(1)施策の概要

新市の一体的な都市づくりにあたって、行財政経営を効果的かつ効率的にする必要があります。効果的な行財政経営とは、都市づくりを進めるにあたって、その目ざす方向が市民の支持を得ているかなど、都市に暮らす市民を視点とするものです。効率的な行財政経営とは、都市づくりを進めるにあたって、その実現手法が高い生産性かなど、自治体の行政サービスの提供方法を視点とするものです。

また、行政サービスの提供にあたっては、地域や地域住民の実態を把握し、それらのニーズに的確に対応するなど、地域に対するきめ細かなサービスを提供できる体制整備がますます重要になります。

さらに、広域的な都市づくりに対応した行財政経営を確立する必要があります。そのためには、都市づくりの方向が周囲の圏域の人々から支持されるとともに、機能補完による効率的な都市サービスの提供体制整備が必要です。

【施策体系】



【基本的考え方】

21世紀は、分権型社会の実現により、自己決定・自己責任の原則に基づいた都市づくりが求められています。また、市民の価値観の多様化や市民意識・活動の成熟化に伴い、市民参画による都市づくりが求められています。さらに、世界的に自治の原則として広く受け入れられている補完性の原理に基づき、より身近な住民自治組織が権限と責任を担う、域内分権の取り組みが進んでいます。これらの住民自治の充実と自律的な都市づくりの時代にふさわしい、地域経営システムを確立する必要があります。

新市が目ざす都市の実現にあたっては、公共の役割を市民と行政が協働して担うことを基本姿勢として、市民自治を支援するとともに、機能的で効果的な行政経営を図る生産性の高い組織づくり等を進めます。特に、新市としての中核市への移行に伴い、新たな権限や財源の移譲に的確に対応し、市民サービスの向上を図る組織整備に取り組みます。また、従来の一極集中型から、分散型、ネットワーク型の地域経営へ転換し、地域へのきめ細かな行政サービスを提供できるシステムづくりを進めます。更には、ますます広域化する住民や事業者の活動やグローバル社会化に対応し、広域的な視点からの行財政経営を進めます。

【施策の方針】

- 21世紀にふさわしい地域経営システムを構築するために
- 市民と行政の役割分担の新たなあり方を踏まえて、住民自治の充実に必要な施策に取り組みます。
 - 厳しい行財政環境を踏まえて、人材や都市ストックの活用等コンパクトな行財政経営を進めます。
 - 域内分権の推進を基本に据え、分散型、ネットワーク型の行財政経営の実現を進めます。
 - 広域的な対応による行財政の効率化や、広域行政ニーズへの対応など広域行政を推進します。

(2)具体的な施策の内容

①市民と行政の協働による行財政の経営

【施策の目標】

これからは、市民と行政の協働による都市づくりが求められています。協働の都市づくりの基盤となるのは、市民の参画を進めるとともに、行財政経営の透明性を高めることです。

市民の参画を進めるにあたっては、第1に行財政情報の共有化が必要です。特に、昨今の厳しい地方財政状況下においては、行政サービスの何を優先し何をしないかを判断し決定することが求められています。そのためには、受益と負担の関係を明らかにし、何処までを行政が担うか共通認識化することが求められています。第2

に、開かれた地域経営システムにすることが必要です。都市づくりにあたって、市民自身が判断し決定する機会や、自らが取り組む場が求められています。特に、地域づくりの主体的な取り組みであるコミュニティ活動を活性化することは、これから重要となる域内分権を実効あらしめるものとなります。その意味から、地域主体の活動を支援することが重要です。

また、行財政経営の透明性を高めるにあたっては、情報公開を積極的に推進していくと同時に、個人情報の保護が必要です。そのためには、行政情報は市民の共通財産であるという意識の確立と情報の適切な管理が重要です。また、行政事務のOA化や、インターネットの普及などにより、個人のプライバシー侵害などが懸念されます。個人情報の保護は、個人の尊厳を守るものであるとの意識を確立し、個人情報保護制度の的確な運用を図ることが大切です。

【重点的取り組み】

- ◇協働の仕組みづくりの基本となる、公民役割分担の徹底に取り組みます。
- ◇広報紙やホームページなど多様な情報手段を活用した情報提供に取り組みます。
- ◇地域主体の活動を支援します。

②機能的でコンパクトな行財政経営

【施策の目標】

生産性が高いコンパクトな行財政経営を進めるためには、第1に効率的な行財政運営が必要です。そのためには、公民の役割分担を明確にしながら、社会環境の変化に柔軟に対応できる組織体制の構築を図ることが重要です。また、公が担う役割に応じて、アウトソーシング(注1)を始めとする民間活力の導入を進めるとともに、バランスシート(注2)の活用など民間経営管理手法の導入による効率化を図ることが大切です。特に、情報通信技術の高度化に対応した電子自治体の構築は、行政サービス提供にあたって時間や距離の垣根を低くし、市民サービスの向上に直接結びつくとともに、行財政経営の効率化ももたらすものであり、自治体内の情報ネットワーク整備を積極的に進めます。

また、新市として中核市に移行するにあたっては、新たな権限や財源の移譲に的確に対応しながら、それらの権限・財源を効果的に活かした市民サービスの向上が求められています。そのために必要な組織整備に、計画的に取り組みます。

第2に、分権型社会にふさわしい人材の育成が必要です。特に、これから高度化多様化する住民ニーズに的確に応えるためには、政策企画能力などの創造性と、地域行政への熱意が大切です。そのために、職員の主体的な能力育成を促進するとともに、職員研修など専門的な能力形成に取り組みます。

第3に、計画的に行政を進めることが必要です。社会環境の変化に対応しながら、限られた資源を的確に活用し、都市づくり目標を実現するには、その目標を明確に示すとともに、一貫かつ継続して取り組む計画を策定し、その計画を着実に実施することが求められています。そのために、新市としての総合計画の策定及び進行管理に取り組みま

す。

【重点的取り組み】

◇行財政改革に取り組みます。

◇新市の公共施設を中心に光ファイバー網の整備を行い、一体的かつ均等な行政サービスの提供に取り組みます。

③地域に対するきめ細かな行財政経営

【施策の目標】

1市4町の合併による都市規模や都市エリアの拡大に対応するとともに、分権型社会の実現を推進する域内分権の具体化が求められています。また、これからの都市づくりにおいては、分散型、ネットワーク型の都市形態とすることが必要です。これらの課題に対応するためには、地域の実態を十分に把握・収集し、それらのニーズを的確に反映することができる仕組みづくりが重要です。

また、仕組みづくりにあたって基本前提に据えておく必要があるのは、地方自治の今後の改革の方向として、住民自治の充実を目的に新たな制度整備が図られようとしていることです。

これらのことを基本認識として、域内分権の核となる総合支所的な機能を持つ組織整備を進めます。総合支所的機能整備の対象地域は、旧町エリアを対象とします。また、総合支所的機能整備においては、第1に、全市的な方針を踏まえながら、地域の実情に応じた行政サービスを一定の権限の下に、自ら企画立案・実施する権限を有する組織機能の整備を進めます。第2に、法令などの基準に基づき、統一された水準の行政サービスを、地域的に実施する組織機能の整備も進めます。また、それらの機能にふさわしい施設整備を進めます。

さらに、総合支所的機能を有する組織を、新市として一体的に支援・統合する行政システムの整備を図ります。

【重点的取り組み】

◇総合支所的機能を有する組織を整備するとともに、新市としてのネットワークづくりに取り組みます。

④広域的な行財政経営

【施策の目標】

21世紀社会は、グローバル化の進展や、高度情報化、モビリティの向上など住民活動や事業活動がますます広域化します。それらの広域ニーズに対応し、周囲の自治体と連携を取りながら広域行政サービスの提供を進めます。

また、将来の地方自治制度の動向を展望しながら、県南地域や福岡県、九州の将来を見極めて、これからの新市のあり方を検討することが必要です。

【重点的取り組み】

◇広域的な事業展開の検討に取り組みます。

(3)新市建設主要施策・事業

主要施策	主要事業
総合支所の整備	旧町を対象として、域内分権の核となる総合支所的機能を有する施設整備を、計画的に整備します。
電子市役所の構築	情報通信技術を活用し、新市の中での均等な行政サービスの確保を進めます。また、電子市役所の構築により、行政運営の質の転換を図るとともに、市民が身近な所で何時でも行政サービスが受けられる環境を計画的に整備します。

注1 アウトソーシング：事業活動のある部分を外部に委ねること。

注2 バランスシート：貸借対照表のこと。

第4章 新市における福岡県事業の推進

第1節 福岡県における新市の位置付け

新市を含む筑後地域は、「ふくおか新世紀計画」の県土整備構想として『筑後田園都市圏構想および福岡・筑後活力コリドー（回廊）構想』が打ち出され、戦略的な整備を進めることを明らかにされているエリアに位置しています。

(1)筑後田園都市圏構想および福岡・筑後活力コリドー構想

筑後田園都市圏構想は、豊かな自然と文化・歴史に生まれ、多様な産業が集積し個性ある都市群と魅力ある地域が展開するという筑後地域の特性を活かし、集中的な都市機能の集積によらず、面的な広がりを持った都市機能のネットワーク化を図ることにより、自然に恵まれた田園都市空間の形成を目ざす21世紀型の新たな都市づくりを進めるものです。

また、福岡・筑後活力コリドー構想は、福岡都市圏との交通軸や情報基盤の強化により福岡都市圏の活力を筑後地域に呼び込み、新たな活力の創出を図るものです。

これらの構想実現を図るための主要な施策として、九州新幹線の整備促進、道路交通網の整備促進等の広域交通網整備を図るとともに、競争力のある産地の育成、観光の振興や福岡バイオバレー構想（バイオ産業拠点化）の推進など、多様な産業機能の集積に取り組むこととしています。

また、福岡県では筑後田園都市圏構想の具現化を図るために、平成14年度に筑後田園都市論検討委員会を設置し、今後の筑後地域のあり方を検討したところであり、現在、県においてその具現化に向けて様々な取組みを進めています。

(2)福岡県における新市が目ざす役割

筑後田園都市圏の中核都市である新市が目ざす都市は、地域特性である豊かな自然環境と高次の都市機能を活かし、福岡県の多様な魅力の創出と均衡ある発展を進める都市です。そのために、筑後地域に脈々と息づく伝統と文化に根ざしながらも、多様な自然と豊富な教育資源・医療資源に裏付けられた21世紀のゆとりあるライフスタイルが展開できる地域魅力を活性化するとともに、福岡・北九州等の大都市圏との交流を促進することが重要です。

多極的な県土整備を進める視点から、筑後地域の特性を活かした魅力ある都市圏づくりが求められているところであり、その中核的な機能を果たす新市の役割は大きいものがあります。そのために、久留米広域合併地域は、広域合併の実現により中核市を目ざし、魅力ある都市圏づくりのリーダーとして牽引する行政機能の整備を図ることとします。

第2節 新市における福岡県事業

新市の建設に当たって、県が主体となって実施する事業は次のとおりです。

(1)主要幹線道路網の整備

新市の地勢は、東西に長く、南北に福岡都市圏や熊本都市圏等の大都市圏に近接しています。また、九州を縦横断する高速道路網のクロスポイントに近く、鹿児島

本線、久大本線、西鉄天神大牟田線、西鉄甘木線等の公共交通網が形成されています。今後は、これらのポテンシャルを活かした、都市圏間の交流促進、都市骨格の形成、都市的サービス利用の拡大を図ることが求められています。そのためには、道路幹線軸の整備を図るとともに、それらの幹線軸と周囲の都市圏との円滑な交通アクセス環境の整備や、幹線軸間の環状線によるネットワーク化が必要となります。このために、新市のポテンシャルと筑後地域への波及効果を踏まえて、東西幹線軸の整備、南北幹線軸の整備、環状線の整備を視点に主要地方道などの整備を進めます。

①東西幹線軸の整備

新市は、市域における東西の距離が 32.15km と長く、新市の東部地域と西部地域を結ぶ東西幹線軸の整備が重要であります。そのため、東西の円滑な交通アクセス整備充実のために主要地方道等の整備を計画的に進めます。

②南北幹線軸の整備

新市は、筑後田園都市圏である 150 万人都市圏の中心部に位置しています。西北部に位置する鳥栖市・佐賀市など佐賀県東部地域との交流、北部地域に位置する福岡市等の福岡県北地域との交流、南部地域に位置する熊本地域との交流の促進により、新市が有する医療資源・教育資源の有効活用や、緑と自然豊かな魅力ある田園都市としての活用を図るために、アクセス機能を高める主要地方道等の整備を計画的に進めます。

③環状線の整備

新市は、都心部を中心に国道が放射状に発達しているために、都心部の交通渋滞が発生しています。東西幹線軸と南北幹線軸を環状にネットワークすることにより、産業道路や生活道路等の道路機能の分担を図り、都心部の渋滞緩和により交通の円滑化を図ります。

(2)農業生産・農村生活基盤の整備

新市は、福岡県において農業粗生産額が 1 位であり、国内においても有数の農業地域であります。また、歴史的にも野菜生産にいち早く取り組む等農業先進地域でもあります。これらの肥沃な大地や豊富な水などの恵まれた環境と、歴史と伝統に基づくノウハウを活かした、高付加価値で生産性の高い農業の振興が求められています。このため、ほ場整備や用排水路、農道整備等の生産基盤の整備を意欲的に進めます。また、農村生活環境の整備を進め、活力ある農村づくりと営農意欲の高揚を図ります。更に、新市の特色である都市近郊森林を活かすために、森林の多様な公益機能である防災機能や環境保全機能を活かした森林整備に取り組みます。

(3)戦略的成長産業の振興

福岡県においては、将来的に大きな成長が見込まれる新産業の育成を図るために、地域の特性・資源を活かした取り組みを進めているところです。特に、バイオテクノロジーを活用したバイオ産業は、21 世紀の産業の中心を担うものであり、将来に

わたって経済社会の持続的発展を図る基盤となるものです。新市は、久留米大学医学部、久留米工業高等専門学校、福岡県生物食品研究所、福岡県森林林業技術センター、(独)農業技術研究機構九州沖縄農業研究センターなどの高等教育機関や研究施設、高次医療機能を有する医療機関、豊富な農林業資源等が集積し、バイオ産業の育成にあたって多様な産業シーズが豊富な地域です。

これらの地域特性・資源を活かし、福岡バイオバレー構想の拠点地域として新市を対象に、都市エリア事業など産学官共同研究開発事業の推進、バイオインキュベーションセンターの建設など産業拠点の形成、久留米アジアバイオ特区構想などを進めてきたところですが、今後さらに、メディカルバイオからアグリバイオまで、幅広い分野にわたってのバイオ産業振興のための環境整備に取り組めます。

第5章 公共的施設の適正配置と整備

地区整備の基本方針を踏まえながら、その実現を図るために必要な総合支所的機能の整備に取り組むこととします。

総合支所的機能整備にあたっては、現在の旧町役場の庁舎や敷地等を活用しながらも、今後の、新市全体としての地区整備の基本方針の下に、公共施設の配置等を視野に入れて、機能にふさわしい施設整備を進めます。

また、今後新市建設を進めていくなかで、住民福祉の向上に配慮しながらも、公共施設の適切な配置や整備を検討していきます。

第6章 財政計画

《基本方針》

事業費の推計については、個々の全ての事業費を把握することは困難であることから、歳入・歳出のそれぞれの項目について、平成24年度決算及び平成25年度の決算見込み額等をベースに、それぞれの項目ごとに基準を設定し、算出しました。

《基本的事項》

1. 計画期間

新市建設計画に合わせた15年間（平成17年度～平成31年度）とします。

2. スタイル

- ・普通会計（一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計）ベースで作成しています。
- ・年度ごとに歳入（目的別）、歳出（性質別）別に整理しています。

3. 作成手法

- (1) 平成17年度から平成24年度までについては、決算の値です。
- (2) 平成25年度は当計画公表時点の決算見込みの値です。
- (3) 平成26年度以降は、歳入歳出の各項目ごとに過去の決算数値などから推計基準を設定します。

《計画の概要》

今後の推計を行うに当たり、歳入面では、普通交付税における合併算定替制度や期間延長を行えることとなった合併特例債を最大限活用することを前提に推計を行いました。

市税は、近年の経済情勢が継続した場合でも財政運営が可能となるよう、経済成長を見込まずに推計を行いました。

また、地方交付税は、平成27年度から逡減する合併算定替制度の影響を織り込みました。

一方、歳出面では、現行の行政サービスや住民負担の水準等を確保することを想定し、推計を行いました。人件費は、合併以降進めてきた第7次定員管理計画による削減効果等を見込みました。また、普通建設事業は、合併効果を高める事業を優先的に取り組むとともに、過去の決算数値などを踏まえ事業量を推計しました。

今後、新たに顕在化する行政需要や国県の補助金の動向等先行きは不透明ですが、どのような社会経済環境の変化にも柔軟に対応できるような財政基盤を確立していくことが肝要です。

なお、今回の財政計画は合併後の15年間を対象としていますが、その後においても、合併に伴う国県の財政支援措置が終了することなどを念頭に置き、行財政改革の推進や

新たな視点での経営手法の導入など、より一層の健全な財政運営に努める必要があります。

《個別推計基準等》

1. 歳入

(1) 地方税

- ・現行制度を基本に、過去の実績等を参考に推計しています。
- ・景気変動による影響は見込まないこととしています。
- ・3年に一度行う固定資産税の評価替えの影響額を考慮しています。

(2) 地方譲与税等

- ・社会保障と税の一体改革による消費税及び地方消費税の率の改定に伴う影響を考慮しています。

(3) 地方特例交付金

- ・過去の実績や国の動向等を参考に推計しています。

(4) 地方交付税等

- ・普通交付税の代替財源として発行を認められている臨時財政対策債を含めて表記しています。
- ・普通交付税及び臨時財政対策債については、現行制度を基本に、市税の増減や合併算定替制度の逡減を考慮し、試算しています。
- ・活用した合併特例債の元利償還金に対する措置分を考慮しています。

(5) 分担金及び負担金

(6) 使用料及び手数料

- ・以上は、過去の実績等を参考に推計しています。

(7) 国庫支出金

(8) 県支出金

- ・以上は、過去の実績や事業進捗の推移等を参考に推計しています。

(9) 財産収入

(10) 寄附金

- ・以上は、過去の実績等を参考に推計しています。

(11) 繰入金

- ・過去の実績等を参考に推計しています。
- ・地域振興基金や地域の元気臨時交付金を積み立てた地域経済活性化元気基金など、活用し期限のある基金繰入のみを考慮しています。

(12) 諸収入

- ・過去の実績を参考に推計しています。

(13) 地方債

- ・過去の実績等を参考に推計しています。

- ・合併特例債は発行可能額全額を活用するものとしています。

2. 歳出

(1) 人件費

- ・過去の実績等を参考に推計しています。
- ・一般職については、第7次定員管理計画に基づく削減効果を見込んでいます。

(2) 扶助費

- ・過去の実績等を参考に推計しています。

(3) 公債費

- ・既に発行している地方債の元利償還金に、新規に発行する地方債に係る元利償還金を加えて推計しています。

(4) 物件費

- ・過去の実績等を参考に推計しています。
- ・公共施設等の維持管理経費については、管理の効率化などを進め、経費の圧縮を行うことを考慮しています。

(5) 維持補修費

- ・過去の実績等を参考に推計しています。
- ・経費の圧縮等工夫を行い現状の枠内に収めることを想定しています。

(6) 補助費等

- ・過去の実績及び一部事務組合の公債費等に対する負担の見込みを参考に推計しています。

(7) 繰出金

- ・過去の実績及び他会計の事業計画等を参考に推計しています。

(8) 積立金

- ・基金利子の積立額を見込んでいます。

(9) 投資・出資・貸付金

- ・過去の実績等を参考に推計しています。

(10) 普通建設事業費

- ・合併効果を高める事業や過去の決算数値などを踏まえ、事業量を見込んでいます。

●新市建設計画における財政計画

【歳入】

(単位:百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地方税	36,907	37,287	39,518	39,145	37,637	37,802	38,717	38,647	39,068	39,345	38,521	38,663	38,851	38,262	38,486
地方譲与税等	6,242	7,219	5,324	4,744	4,676	4,553	4,391	4,367	4,466	6,172	7,106	8,276	8,276	8,276	8,276
地方特例交付金	1,321	1,067	304	467	528	466	382	134	141	141	141	141	141	141	141
地方交付税等	19,799	19,313	18,396	21,302	24,212	27,895	28,783	28,815	28,794	28,461	28,766	27,740	27,554	27,727	27,320
うち臨時財政対策債	3,213	2,885	2,617	2,452	3,805	5,362	5,311	5,545	5,681	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
分担金・負担金	1,112	1,463	1,190	1,238	1,191	1,230	1,330	1,418	1,768	1,768	1,868	1,868	1,868	1,868	1,868
使用料・手数料	2,586	2,439	2,329	2,363	2,279	2,097	2,033	2,071	1,868	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
国庫支出金	13,991	13,211	14,116	19,842	20,570	24,197	22,363	21,886	29,417	27,277	27,605	25,473	25,233	25,204	25,246
うち普通建設事業に係るもの	2,633	2,482	2,746	3,049	3,180	4,624	3,550	3,850	8,990	7,862	7,514	4,541	4,261	4,192	4,192
都道府県支出金	5,388	5,423	6,338	5,029	5,712	6,601	6,389	7,583	7,775	6,567	6,659	6,773	6,773	6,773	6,773
うち普通建設事業に係るもの	1,152	872	970	745	888	1,285	1,090	2,093	2,424	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
財産収入	230	386	286	284	311	219	1,242	409	286	300	300	300	300	300	300
寄附金	10	35	103	50	51	44	119	78	259	44	44	44	44	44	44
繰入金	1,990	2,219	2,908	1,817	5,357	1,682	1,617	656	1,337	3,270	137	137	137	137	137
繰越金	1,550	1,354	1,478	1,403	4,354	2,018	2,006	3,023	2,058	1,087	1,790	1,894	3,093	3,494	2,067
諸収入	4,619	4,873	5,179	6,486	9,356	8,635	7,811	7,885	5,246	5,246	5,246	5,246	5,246	5,246	5,246
地方債(臨時財政対策債除く)	6,205	6,340	6,794	8,089	6,547	7,910	4,522	8,268	16,341	16,006	15,417	6,011	5,927	5,724	5,724
歳入合計	101,950	102,629	104,263	112,259	122,781	125,349	121,705	125,240	138,824	137,684	135,600	124,566	125,443	125,196	123,628

【歳出】

(単位:百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人件費	19,467	19,971	19,148	18,383	17,029	16,739	16,243	16,366	14,685	15,292	14,538	14,870	14,526	14,904	14,868
扶助費	19,463	20,032	21,142	22,094	23,595	29,049	31,057	31,935	32,584	34,294	35,470	36,899	37,022	37,146	37,273
公債費	10,904	11,204	11,345	11,834	10,982	11,433	12,313	12,450	12,888	13,234	13,339	13,081	13,754	14,453	14,485
物件費	11,532	11,719	11,856	11,883	12,789	13,326	14,277	13,962	15,321	13,994	14,089	14,226	14,226	14,226	14,226
維持補修費	2,147	1,855	1,574	1,369	1,403	1,248	1,370	1,370	1,744	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
補助費等	6,488	6,912	7,126	8,649	13,301	9,328	9,123	9,729	9,401	9,095	9,111	9,142	9,151	9,106	9,062
繰出金	10,310	9,531	9,727	9,713	10,095	10,821	11,038	11,365	12,561	12,100	12,444	12,787	13,130	13,473	13,816
積立金	883	58	71	914	6,148	1,411	2,626	1,686	3,367	200	200	200	200	200	200
投資・出資・貸付金	3,132	4,249	4,240	5,220	8,054	7,661	6,782	5,622	4,312	4,412	4,287	4,277	4,276	4,272	4,272
普通建設事業費	16,259	15,569	16,626	17,846	17,264	22,273	13,839	18,104	30,608	31,904	28,857	14,622	14,294	13,979	13,979
災害復旧事業費	11	51	5	0	103	54	14	593	266	0	0	0	0	0	0
歳出合計	100,596	101,151	102,860	107,905	120,763	123,343	118,682	123,182	137,737	135,895	133,705	121,474	121,949	123,129	123,551
歳計剰余金	1,354	1,478	1,403	4,354	2,018	2,006	3,023	2,058	1,087	1,790	1,894	3,093	3,494	2,067	76

※上記財政計画の数値は、合併協定項目・事務事業の協議結果によって変動する可能性を含んでいる。

結

論

最 後 に

私たちは、これからの時代を展望する時、新しい地域のカタチを実現し、歴史に新たな一ページを加える取り組みに、勇気をもって歩み出す必要があるとの思いから、新市建設計画を策定しました。

「古い時代の理念と制度では、新時代の新しい問題に直面することができないばかりではなく、解決することができない。そういう認識で、この問題には取り組む必要がある。われわれは、新しい世界に生きているのであるが、同時に、そこには幾世紀前の判断と制度が残っている」という言葉があります。そして、この言葉に続いて、「古い起源と伝統を崇拝することも大切だが、新しい現代の問題に対処するためには、新しい理念と制度で対処する必要がある」と述べられています。現在、久留米広域合併協議会が取り組んでいる広域合併についても、同様の認識で取り組む課題です。これまでの各市・町の歴史も大切ですが、現代の合併という課題に対処するためには、新たな理念と、その理念を具体化する施策・事業が必要です。新市建設計画は、この新たな理念と、施策・事業を提示するものです。

久留米広域合併は、久留米広域地域の将来に向けて、その将来を魅力あるものとするために取り組みを進めてきました。新市建設計画の最初に、新市としての合併の意義を明らかにし、そのなかで都市経営の確立が最大の意義であるとし、将来的に、地域資源を活かしながら、地域の未来に投資し、自立し発展する都市づくりを目ざすこととしています。

久留米市出身の詩人丸山豊先生が作詞されました曲に、新市のシンボルとも言える筑後川を題材とした、「筑後川」という合唱組曲があります。その中の1節に

「大きな川は

かがやく活路をさがしだす

自然に育てられた愛が

筑後平野の

百万の生活のなかへ

歓喜の声をあげて走ってゆく

(略)

筑後平野の百万の生活の幸を

祈りながら川は下る」

というフレーズがあります。私たちは、筑後平野に暮らす30万住民の生活の幸を祈り、新市の実現を、歓喜の声をあげて迎えたいと願いながら、新市建設計画を策定しました。1市4町の住民の皆様が、本計画に描きました新市の都市像に共感され、共にその実現へと歩み出されることを期待します。